

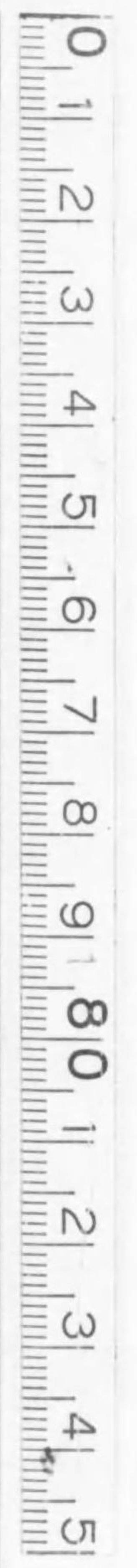
特234

833

原寅一著

土屋兩義士

土屋兩義士銅像建設委員會



始



鑄造者 角川健治氏
建設費 金五千圓也

金參千圓也
金貳千圓也

銅像製造費
諸費



出資方法 篤志家の寄附に俟つ
建設委員

委員長 原寅
委員 太田祖傳
委員 白井爲治郎
委員 秋保親孝
委員 松田丑次郎
委員 山口戌吉
相談役



土屋兩義士銅像建設趣意書

文化八年九月廿二日、鶴ヶ岡城下鍛冶町總穩寺門前に於て土屋虎松兄萬次郎の讐、同姓丑藏を討つて相闘ふ。虎松八創、丑藏十四創を負ひ、虎松創最も深し、丑藏深創なれども重傷にあらず。

然るに丑藏、虎松の至悌に感じ虎松と刺違を約し、萬次郎の墓前に刺違へて虎松友悌の情を遂げしむ。其義、其悌聞く者をして感涙滂沱たらしむ。實に本邦武士道の精華にして、全國復讐中唯一の美談なりとす。

今回都賀田勇馬氏其義に感じ「丑藏、虎松刺違を約する像」を作り、之を總穩寺に寄せらる。

因て茲に同志相諮り、右原型により銅像を作り總穩寺内に建設し、兩義士の至義至悌を旌表し、併せて永く之を後世に傳へんとす。希くは其微衷を諒とせられ御賛同あらんことを。

昭和十一年三月

土屋兩義士銅像建設委員 謹白

土屋兩義士銅像建設計劃

銅像 土屋丑藏、虎松刺違を約する像(等身大)
 臺石 四尺
 建設地 鶴岡市鍛冶町總穩寺内
 彫塑者 都賀田勇馬氏(朝倉門下、帝展參與)
 鑄造者 角川健治氏
 建設費 金五千圓也

金參千圓也
 金貳千圓也

銅像製造費
 諸費

出資方法 篤志家の寄附に俟つ
 建設委員



委員長

原寅



委員 總穩寺卅一世

太田祖傳

同

白井爲治郎

松八創、丑藏十四創を負ひ、虎松創最も深し、丑藏深創なれども重傷にあらず。

然るに丑藏、虎松の至悌に感じ虎松と刺違を約し、萬次郎の墓前に刺違へて虎松友悌の情を遂げしむ。其義、其悌聞く者をして感涙滂沱たらしむ。實に本邦武士道の精華にして、全國復讐中唯一の美談なりとす。

今回都賀田勇馬氏其義に感じ「丑藏、虎松刺違を約する像」を作り、之を總穩寺に寄せらる。

因て茲に同志相諮り、右原型により銅像を作り總穩寺内に建設し、兩義士の至義至悌を旌表し、併せて永く之を後世に傳へんとす。希くは其微衷を諒とせられ御賛同あらんことを。

昭和十一年三月

土屋兩義士銅像建設委員 謹白

土屋兩義士銅像建設計劃

銅像 土屋丑藏、虎松刺違を約する像(等身大)

臺石 四尺

建設地 鶴岡市鍛冶町總穩寺内

彫塑者 都賀田勇馬氏(朝倉門下、帝展參與)

鑄造者 角川健治氏

建設費 金五千圓也

内 金參千圓也 銅像製造費
金貳千圓也 諸費



出資方法 篤志家の寄附に俟つ

委員長 原寅

委員 總穩寺卅一世 太田祖傳

同 白井爲治郎

同 秋保親孝

同 松田丑次郎

相談役 山口戌吉



蘇
總
本
目

字題氏山頭

土屋丑藏虎松刺違を約す像
(銅像原型)

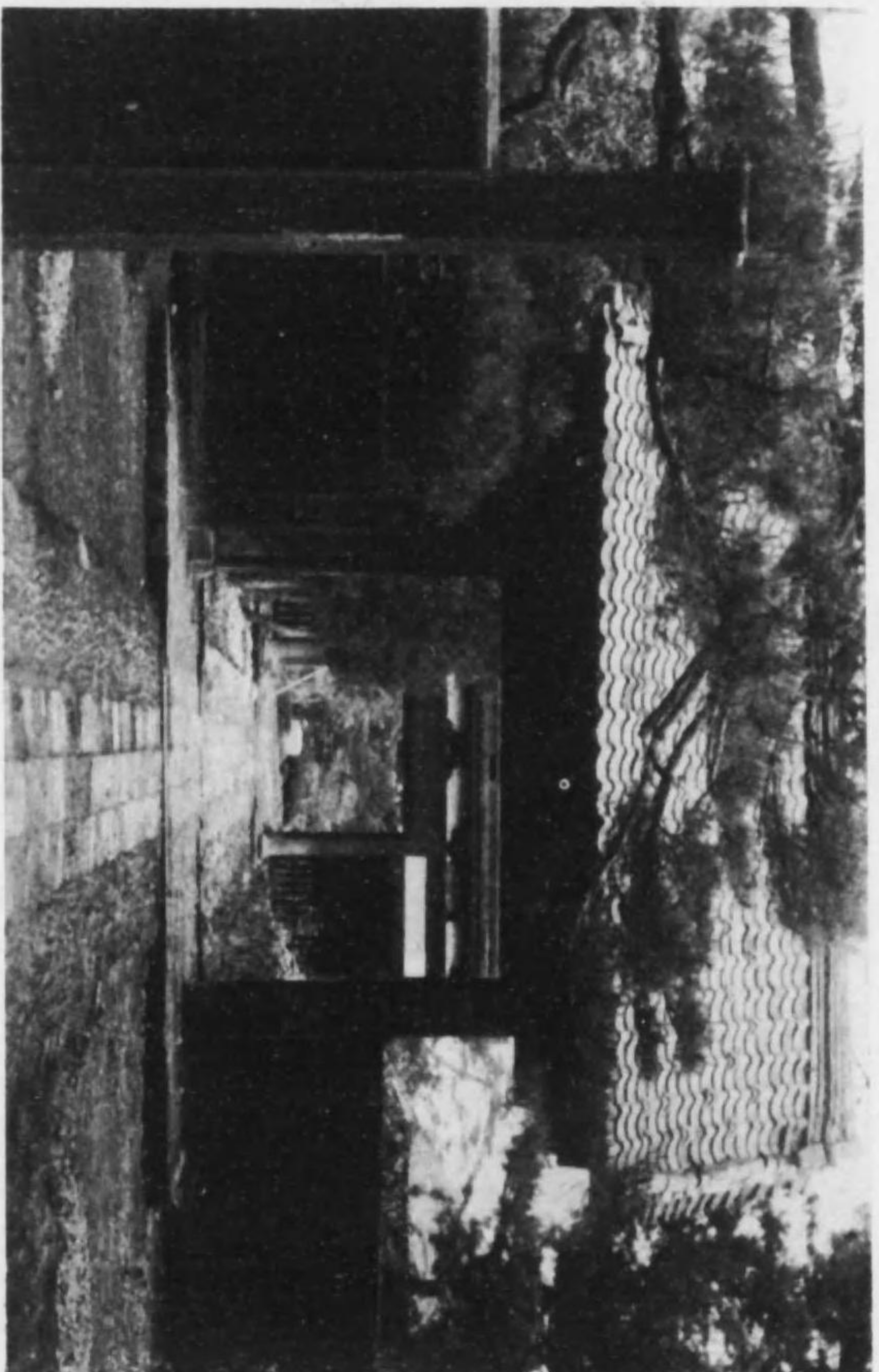


都賀田勇馬氏作



土屋丑藏刀
 土屋虎松刀
 長原貞行作
 長八寸五分
 又長八寸五分
 道作
 長八寸四分

刀佩士義兩



總 穩 寺 惣 門

緒言

私が先きに家中新町鍛冶町口通に居つた幼年時代、冬の夜長に、炬燵にあたりながら、親達から丑藏、虎松の仇討の話をよく聞かされたものであつた、其度毎に虎松の兄思ひのやさしさと、丑藏の侍らしい振舞に、涙を流して聞入つたものであつた。

當時土屋氏も同町鍛冶町口通突當りに居つて、同氏三男の久平、分家の智吉兩君は、共に私より一つ年上の竹馬の友で、日夕往復した。其間久平君の祖父功内が、丑藏の子で、父新三郎は孫、久國、久朝、久平兄弟及び智吉君等が其曾孫であることを知るに及んで、其仇討が人事でない様に感じられ、又年を経るにしたがつて、益々感激の度を深められるのであつた。

之が爲に敢て先覺者の遺志を繼ぐ意味でもないが、兩士の義悌を永遠に旌表し、

併せて士氣振興の資ともしなければならぬと考へ、其事蹟を書き、石碑でも建てたいものと思つた。それは丁度今から廿數年前のことであつた。然るに當時小學校に奉職して居つたので、それを書く時間ももち得なかつた。

教職を退いてから、宿望を果さうと思つたが、經濟界が不況で、今は金を集める時でもあるまいと、知人から忠言されたので、暫く時機の至るを待つことにした。

今年九月東京松田丑治郎氏が、白井爲治郎氏と共に茅屋を訪問せられ、兩義士銅像建設の議を諮られた。松田氏は、彫塑界の新進都賀田勇馬氏が、山口白雲氏の近作「總穩寺相討悲聞」(新莊内所載)を読み、丑藏が仇敵たる虎松に、一命を與へた神の如き精神に感激し、其狀況を銅像にし、萬代に傳へたいものであるといつて居ることを話された。都賀田氏は未知の人ではあるが、私は同氏の感激に共鳴し一言の下に賛意を表した。しかし經費の點については大に逡巡した。然るに松田氏は、兩士の義烈に對しては金などは案するに足らぬと渾身すべてこれ熱であつた。で私

二

も遂に同氏の熱誠に動かされて其一員となり、此稿を草し、兩士の靈に捧ぐる次第である。

猶ほ此稿を書くに當つて、畏友秋保親孝、國分剛二兩君は資料を提供され、又秋保君は畏友山口戌吉君と共に檢閲修訂の勞をとられ完璧を期せられたことは、著者の深く感謝するところである。

最後に頭山滿翁は、本書の爲に特に題字を與へられたことは、著者の光榮として感謝に堪えざるところである。

昭和十年十二月

原 寅 一 識

引 用 書 目

見 分 錄 總 穩 寺
土屋虎松復讐記 坂尾萬年著

三

兩義士の檢分	………	六一頁
相討後の狀況	………	七一頁
相討の反響	………	七五頁
附録		

土屋氏略系

土屋兩義士關係年表

總穩寺境内圖

鶴ヶ岡城下略圖

【題字】 頭山滿翁書

【寫真】 兩義士銅像原型(都賀田勇馬氏作)、兩義士佩刀、總穩寺惣門

土屋兩義士

原 寅一 著

我が莊内

土屋兩義士を生んだ我が莊内は、酒井左衛門尉の領地で、出羽の國田川、飽海の二郡に跨り、東は月山、湯殿山の靈峰を擁する羽越山脈を以て境とし、北は出羽富士の稱ある鳥海山を以て限られ、南は神秘境朝日嶽から念珠ヶ關に至る一帯の山嶺を以て越後の國に接し、西は怒濤渦巻く日本海に面し、東西六里、南北廿六里餘面積百五十方里中に松山藩一萬石、及び大山、余目の幕領地を含み、祿高十四萬石、實高二十萬石、領内に鶴ヶ岡、龜ヶ崎の二城を有し、而して其鶴ヶ岡城は藩主の居

城であつた。今は山形縣に屬し、鶴岡、酒田(龜ヶ崎)には市制を施行せられ、田川郡は東西の二郡に分れた。飽海郡は昔のまゝ、川北(最上川の北)一帯の地を占めて居る。汽車の窓から、見る目も美しく、稻田がよく開け、區劃井然、年産額實に百萬石、移出米六十萬石を越ゆるといふ全國稀有の米産地である。

鶴ヶ岡城は川南(最上川の南)の中央、赤川の沿岸にある平城ひらじろで、城を以て城とせず、人を以て城とするといふ精神で築かれた名ばかりの小城ではあるが、大鳥毛の馬駿や、大阪の役で分捕つた金の瓢箪の槍を立て、の藩公の行列は従ふ、士人の三河武士の氣魄と共に、實に威風凜然たるものであつた。城の周圍には五百騎の武士及び徒士かち足輕が其格式に従つて威儀を正せる有様は一幅の繪卷物でもあつた。

城下は、商工軒を並べ、城中の用を辨じ、藩士を華客とするのみならず、町は村落の百姓を相手に頗る股賑を極めたものである。今は人口三萬七千、輸出絹織物を産するを以て著はれて居る。

忠 德 公 の 中 興

元和八年六月酒井家第三代忠勝公は、信州松代から入部され、投げ竿を以て田地を測り農民を慈しんでから、歴代藩政に努力したが、元祿寶永の江戸文化爛熟時代からは、世の風潮につれて奢侈に流れ藩の財用嵩み、遂に藩庫の窮乏を招來し、借金と、借米とで、漸く當座を凌ぐといふ有様となつた。

明和四年正月第八代忠德公たけありの襲職された時は、借財實に二十萬兩を突破して居た。當時の米價金十兩に付米卅五六俵から四十俵であるから二十萬兩の借金は、七十萬俵から八十萬俵に當つて居る。十四萬石の大名の二箇年乃至三箇年の收納高に匹敵するのである。財政の逼迫せること此時より甚しきはなく、一轉せば將に破産しなければならぬ状態であつた。

忠德公たけあり年十八、安永元年六月に始めて入部された時、江戸で其路用を調へること

が出来ず、半額は國元から上せることとした。福島驛に着いた時、國元から約束の送金が届いて居ないので、全く進退に窮してしまつた。

此窮迫ぶりに忠徳公は「十四萬石の大名で僅か百里ばかりの路用が足りぬ有様では、一朝國家に事ある時に、どうするか」と兩眼に涙を浮かべながら嘆かれた。幸に其晩の中に金が届いて、翌日出發することが出来たが、これより公は藩政の建直しをなすべく固く決心された。

藩政の建直しは、第一儉約である。第二財政の根本的整理である。而して之を勵行するは人材でなければならぬ。即ち第三は人材の登庸であると考へられた。

如何なる事も言ふは易く、行ふことは難い。殊に一旦澎漲した大名の經費を縮めるなどは、難事中の難事である。然るに公は、年齒僅かに十九歳、安永二年に自ら範を示し、食膳、衣服に至るまで極度の節減を敢行し、一年の収入の半額を以て常費とし、翌三年には領内全般の士民に布告して其勵行につとめられた。これぞ有名

な儉約令である。

酒田の富豪本間四郎三郎は、剛直で且理財の道に精通して居る。財政の整理には此人を措いて他に人がないことを認められ、之を招請すること四回に及ばれた。

四郎三郎屢々固辭したが遂に公の信頼の深厚なるに感激し、一身を捧げて職に奉じた。公始めて愁眉を開き、財政の事一切をあげて四郎三郎に一任された。かくて公亦一層の儉約を躬行し、臥薪嘗膽倒れて後止むの覺悟を以て整理斷行に邁往された。

此の時に及んで士民漸く藩政の危機を覺り、公の英邁なるに感激し、公の心を以て己が心とし、一意公命を奉ずるを以て旨となし、士風頓に舉り、節義廉恥を重んじ、艱苦缺乏に耐ふるが如きは、敢て意に介せざる三河武士固有の面目に還る事が出来た。

是に於て始めて公の企圖された節儉と整理は、意の如く實行され、其翌天明二年十二月に江戸と莊内に於て、三千兩の剩餘金をさへ見るに至つた。福島で嘆かれてから十一年目である。

是より先安永連年の凶作に、引續き天明三年、五年の凶作と、郷村の諸掛り物が因習の久しきにより、非常に嵩んだ爲、農民は極度に疲弊して、家を捨てて逃亡するものまで生ずるに至つた。公非常に憂慮され、農民に米金を貸して救済すると共に、諸役人の綱紀を正し、嚴に私利私曲を營むことを禁じたが、農民の負債山の如く、救済は一時的で、却て負擔を増して行くばかりであつた。

寛政四年には、諸役人に命じ郷村救済方を下問される等、銳意手を盡されたが更に其効果がない。

是に於て寛政八年公は大英斷を以て、郷村へ貸した米金を、全部下げ切り即ち棒引きとした。米八萬三千三百俵、金一萬三千八百兩餘、其外代官の才覺による米五十萬三千俵、金一萬百兩餘、大庄屋名主の内才覺の米金數萬に及んだのを之れも全部農民に與へられた。此の曠古の大英斷により、數十萬の農民始めて蘇生し、各其堵に安んじて農事に精勵することが出來た。公は是と共に、財政の整理を遂行され

たが、其根源たる士氣が空前の振興を見た爲、意外に進捗し、天明二年から十年を経た寛政二年には、二十萬兩の負債の大部分を償却し、更に十年後の寛政十二年には、十萬兩の貯へが出來、又十年を経て文化七年には、二十萬兩の貯蓄があつたと傳へられて居る。

此際此時である。倉廩充ちて人心弛緩するは數の免れぬところである。是に於て公は文教を興し、士氣の養成を圖らんが爲め、寛政十二年に學問所創立を布告し、翌享和元年に起工して文化二年に落成し、致道館ちどうくわんと稱して開校した。而して公は功成り名遂げて同九月に隱退して職を世子忠器公たじかたに譲り、同九年四月十八日五十八歳を以て薨去した。

土屋氏の由來

土屋氏の先祖次右衛門は參州吉田(豊橋)で酒井忠次公に仕へ、祿五百石を食み、

家老職をも勤めた家柄である。其三代久兵衛久定に二子があつて、長子治右衛門久里、家を継ぎ、次子久左衛門久隆は、酒井家第六代忠真公時代貞享元年に召し出されて用人となり、新知百五十石を賜はつて分家した。

本家は現在新屋敷町に居住する土屋半彌氏で、丑藏、虎松の家は其の分家で現在寶町に居住する久國氏が其子孫である。

久兵衛久定は又松平太郎兵衛直重の次男久八伊親を養育したが、後ちこやう兒小姓となり分家した。即ち土屋渡留家の先祖である。現在東京に居る土屋正身氏が其子孫である。

さて久左衛門久定は、享保九年七月に新屋敷、外堀端とほりはた遠藤善八郎の揚家屋敷を賜つて居住したが其子孫は明治八年まで引續き其所に住居して居た。

二代久兵衛定侯に男子がなかつたので、延享四年四月忠真公時代妻の里方、朝比奈十左衛門泰清の三男で、忠右衛門の弟である松次郎を養子とし、久兵衛の女見代野を妻はせ、半平久明と稱し、後に久右衛門と改名した。

朝比奈十左衛門の宅は當時なかたかほたけ中高畑、今の永田氏敷地にあつた。現在家中新町羽前織物會社寄宿舎に居る朝比奈庸凱氏は其子孫である。

久右衛門に男子一人あつて八三郎久吉と稱したが、安永二年廿二歳で病死した。

妻見代野は八三郎出産後病弱で子供もなく、久右衛門も五十一歳となつたので、天明元年本間四郎三郎が藩の財政整理に就いて第四回目の命を奉じた年（八三郎死後九年目）、堀彦大夫三誠の三男で治大夫の弟、才藏（二十四歳）を養子とし、西隣りの藩醫久米益庵の女九十尾を娶つた。才藏此時久綱と稱した。

堀彦大夫の宅は家中新町で今の酒井伯爵家裏通り西角である。現今奥羽種畜場長（青森縣）堀三悌氏は其子孫である。

才藏未だ家督せざる天明三年（凶作）に、近習きんじゆとなり、寛政四年（財政の少しく整理した時代）に御供目付となり、職掌上、家に居ること稀であつた。

久右衛門の妻見代野は、永煩ひで足腰も碌に立たなかつたので、久右衛門は妻を置いて身の廻りの世話をさせた。

妾の名も年齢もまた土屋家に入つた年も判明せぬ。久右衛門死後、御持筒町（今の寶町）の某家に再嫁し、虎松復讐の前々年文化六年に又紙漉町御徒ちんち佐々木市郎右衛門に片付いたが何れも判明せぬ。

天明四年久右衛門五十四歳、才藏養子となつてから四年目に、久右衛門の妾腹に男子が生れた。之を萬次郎と名づけた。天明八年久右衛門五十八歳。萬次郎五歳の時に、又妾腹に男子が生れた。之を虎松と名づけた。

文化八年相討の時の虎松の年齢は、總釋寺の見分書及び菅宗藏の書いた碑銘には廿二歳となつて居り、又「故郷紅葉」や坂尾萬年著「土屋虎松復讐記」、多田誠明作「虎松行」には廿四歳と記してある。土屋氏家系には萬次郎、虎松兄弟の生年月日を記してないので甚だ惑ふところである。「故郷紅葉」に文化三年の萬次郎死亡の年齢を廿三歳としてあるが、其他には年齢を記したものがない。萬次郎を廿三歳とせば天明四年生れとなる。虎松の廿二歳説をとれば寛政二年生れとなり、萬次郎と七歳の隔りとなり、又出奔の文化元年には十五歳となり少しく若い感があるので、著者は廿四歳説をとつたのである。

翌寛政元年には、才藏の妻九十尾は、女子年衛を生んだ。後の丑藏の妻である。其翌寛政二年即ち藩の財政に少しく餘裕の生じた年に、久右衛門の妻見代野が病死した。其後久右衛門の妾腹に女子松代が生れ、長じて橋本大右衛門廣遠に嫁したが、生年月日も嫁した年も判明せぬ。

橋本氏は近年鶴岡から他に轉住したさうであるが、著者は其行先を知らぬ。

久右衛門は妻死亡して十一年目の享和元年致道館起工の年の八月二十二日に七十一歳の高齡で病死した。萬次郎十八歳、虎松十四歳、年衛十三歳である。松代の年齢は不明ではあるが十二歳以下であらう。

兄弟郷里を出奔す

久右衛門死亡後の四年目、文化元年十月六日の夜萬次郎、虎松と相携へて出奔した。萬次郎廿一歳、虎松十七歳である。

萬次郎横死の文化三年に、土屋の親族より總釋寺へ差出した覺書には、「三年以前九月中出奔仕云々」とあるも、「故郷紅葉」には、十月六日と明記してある。今之に據る。

是より先才藏には、女子年衛一人だけで他に子供がなかつたので、久右衛門存生中萬次郎を才藏の養子とせば、家庭は圓滿に治まるべきことゝ寄々相談し、萬次郎の教育に特に心を用ひ、手習もさせ稽古所へも通はせた。

萬次郎は初の内はよく學んで、手も腕もよかつた。然るに悪友に誘はれ惡所に遊ぶやうになつてからは、それが病みついて、手習も稽古もそつちのけにし、親兄弟の目を偷んで放蕩に身をくづした。久右衛門は之を非常に憂へ、且は養子才藏に對する義理もあり、きびしく教訓を加へたが、兄の才藏は留守勝であり、嫂は他人である、久右衛門も已に六十を越した老人であれば、それを侮つたものであらう、又複雑な家庭が自然と和氣に缺けたこともあつたであらう、更に聞き入れることなく萬次郎の惡行は益々募るばかりであつた。

久右衛門は此の態を見ていよく憂へ、家督をば萬次郎に譲らざる様にと才藏に遺言して死亡した。萬次郎は今は憚ることなく家財などを持出して放蕩するやうになつた。

才藏は出府中に久右衛門の死亡に會ひ、翌享和二年六月歸國し、萬次郎を佛前に呼んで諄々と訓誨した。

翌享和三年六月、才藏又出府し、翌文化元年六月歸國した。其間親族共打寄つて萬次郎をきびしく教訓したが、更に効果がない。其不行跡は却つて募るばかりであつた。才藏は又出府すべき身であるから親族共相談して萬次郎を遂に一室に監禁した。(萬次郎の監禁された年月は不明である。)

虎松は坂尾萬年著の「虎松復讐記」に「予弱冠のころ陶山氏の門に入り劍術を學びしに、虎松も同門にて度々逢ひたりしに、詞ことばすくなにしていと落付たる少年なりしと覺ゆ」とあるやうに、生來頗る順良の資であつた。萬次郎に呆れた家族達は、虎松を嗣子にせばやと語り合ひ、陶山白太の稽古所に通はせたのである。

陶山白太は田宮流の劍術の達人で、家中新町大山街道に稽古所を開いて居つた。陶山儀平氏は其子孫で今も其儘舊宅に住んで居る。

萬次郎の通つた稽古所は、記録には見えないが同様陶山の稽古所であつたらうと思はれる。

虎松は物心つくに従ひ、家族の人達が、兄の萬次郎を排し自分を嗣子とするやうな氣配を感知した。兄がたとひ不行跡でも、自分は弟である。兄をおしのけて家を

繼ぐべきものではない。假に自分が家を繼いだとすれば兄はどうなるだらう、又その時の兄の心中はどんなであらうかと察すると、どんなことがあつても自分は家を繼がれぬと心中固く決心し「私は侍になる志はない、醫者になりたい」といひ出して再三懇請し、隣でもあり、嫂の里方でもある藩醫久米益庵に弟子入りをしたのである。

久米氏の子孫は今東京に居る久米宗全氏で、白井爲治郎氏夫人桃井氏も亦久米氏の出である。

自業自得とはいへ、一家親族から見放され、監禁の憂き目にあつた惨めな兄の姿を見ては、虎松も同じ無念の涙に咽ぶばかりであつた。暇を見ては、兄を訪ねて其無念を慰めた。萬次郎も誰一人顧る者もないのに、弟のやさしい心やりには、ひどく感動し虎松をのみたよりとし又慰めとした。

折を見て、萬次郎は虎松に、どうかもして監禁室から逃げ出すことを計つてくれと涙を流して頼んだ。虎松は其不心得を諫め改心を勧めたが、萬次郎は承知せぬ。

虎松は已むなく承知したが監禁を破れば己れの罪も免れることが出来ない。のみならず兄一人を逃がしては行末が案じられるので二人一緒に出奔することゝした。機會を狙つて居る中、ひどい雨風の十月六日の晩がやつて來た。虎松はこれ幸ひと家人の隙を窺ひ錠を捻ぢ切り、兄を扶けて遂に出奔した。翌朝土屋では大驚きして行衛を捜したが更に見當らない。已むなく届出でをしたが、何事もなく其儘に濟んだ。

萬次郎の横死

萬次郎、虎松出奔後の動靜は、諸書に記載するところ一様でない。樋越松風齋は「故郷紅葉」の叙の中に、「近村の人、予に小冊子を贈る。乃ち之を閲するに、虎松甲子の年(文化元年)出奔してより、辛未の秋(文化八年)復入國に至る八年の事を記す。惟れ虎松以て手記する所か。逆旅及び東都の事詳なり。予其事を抄し、前後聞く所を併せ以て若干卷となす云々」とある。「故郷紅葉」は恐らく此虎松の手記と推定さるゝものに據つたものであらう。因て二人が出奔から相討までは主として「故郷紅葉」によつて記述した。

萬次郎は虎松の友情により監禁を脱したものの、髪、月代は伸び、衣類は汚れ、且帯ぶべき大小もない。どんな始末をしたか、人に見咎められることもなく逃げた。虎松は前から萬端の準備をしたに相違ない。少年ながら實に用意周到であつた。

二人は萬次郎の乳母の無音村よはらキの茂右衛門の家を訪ねた。茂右衛門は其日暮しの大工で、出稼ぎに行つて留守であつた。乳母は幸ひ居つたが大いに驚き、同じく土屋氏に出入りして居た庄吉と、七右衛門とに頼んで、匿まつて貰ひ、自分は其間奔走して、萬次郎の身支度と路銀を調べ、(支度に二歩、路銀に三歩)且關所札まで求めてくれた。

よはらキ 無音村は今の東田川郡東榮村の一部落で、庄吉は家名を庄助といひ當時肝煎をつとめ相當有福であつたが、今は滅家した。

よはらキ 七右衛門は現存して今野姓を稱して居る。茂右衛門は已に滅家して絶えて居る。

萬次郎兄弟は、乳母の情により、不充分ながらも準備が整ひ、十月十六日に江戸を志し、なつかしき故郷を棄て、旅立立つた。時に萬次郎廿一歳、虎松十七歳である。

慣れぬ旅とて、虎松は途中非常に疲れたので、上の山邊で二三日逗留し、十一月に福島まで行つたが途中路銀は盡きて來たし、寒さは加つて來るし、ひどい難儀をした。

遂に路銀全く盡き果て、進退に窮し、唯餓死を待つばかりとなつた。悲壯にも二人は已むなく死を決した。せめては故郷の山を眺めながら死なうと、福島から引返へして最上の金山峠をさして下つた。夜は堂宮に泊り、物も食はず、死出の旅路を辿つた。漸く金山峠に辿り着いて頂上に登りつめ、遙に烏海山を望み、故郷を偲び、涙とめあへず、二人は感慨無量であつた。

窮すれば通ずである。萬次郎の竹馬の友田中小吉が不都合な事があつて莊内を遁れ、上の山松平山城守信行の家來玉作左仲によつて、同藩士石田氏を繼ぎ、石田丈右衛門と改稱し、十六人扶持を食んで居ることを思出し、一先づ死ぬことをやめて同人を訪ねて再擧を計ることとし、峠を下りた。又々難行に難行を重ねて、上の山

に辿り着き、石田家を捜し求め、身の振り方を頼んだ。丈右衛門も餘裕ある身分ではないが、二人に同情し勞役を周旋して糊口を凌がせた。

かくて文化元年も暮れ、翌二年莊内では、致道館が開校された年となつた。三月には上の山の女共が羽黒山參詣を企て其道案内を、二人に頼んだ。虎松は之を辭退し且萬次郎をも止めたが、萬次郎は聞入れず、案内者となつて羽黒山に詣でた。其時鶴ヶ岡まで行き七日町に泊つたが、幸ひ知る人に出會はず無事に上の山に歸つた。其間多少の金が出来たので、五月中旬石田に暇乞ひして、再び江戸をさして出發した。

宇都宮に着いて見ると、大火の跡で家普請が始まり甚だ賑やかである。僅かの路銀は已に使ひ盡したので、此處で一働きすることゝし、人足に姿をかへて勞働した。

文化二年の冬も暮れ、旅の空で第二の春を迎へ文化三年となり、萬次郎廿三歳、虎松十九歳となつた。

働いて居る間に相當知合ひも出来て来て、宇都宮藩戸田越前守の足輕共とも懇意になつた。其足輕共の話では、江戸で奉公口を求めるには、衣服次第のものであると。又其中同藩の徒かぢに婿養子を求めるものがあつて、周旋されたが、金がない爲纏まらなかつた。萬次郎は金が欲しかた。

莊内を出る時、無音村の庄吉に世話になつたが、親切でもあつたし、且生活も豊かであつたのを思ひ出し、莊内に戻つて庄吉に無心をしてはと、虎松に相談した。虎松は斷乎として之を止めたが、萬次郎は振り切つて、四月中旬に莊内に向つて發足した。虎松復讐の覺書には「野州宇都宮まで罷り登り暫く逗留仕候内、路用遣ひ切り甚だ難澁仕り、止む事を得ず、兄萬次郎儀御當地へ立歸り云々」と書いてあるが、宇都宮から江戸までは僅か三日路である。其路用がなくて莊内に下るは矛盾である。纏つた金が欲しかつたものに相違ない。途中、上の山に立寄つて、石田丈右衛門を訪ねたが、折悪しく病氣で會ひかね、其儘莊内に下つた。

出奔してから三年目の文化三年五月十五日に、無音村に着き、庄吉を訪ねて金の無心をした。庄吉は先きには、萬次郎の監禁に同情もあつたし、又乳母の心遣ひも惘然であつたから世話をもちたが、其後土屋からは格別褒められもしなかつた。然るに態々宇都宮から來て金の無心をされたには、驚き且迷惑した。一應は謝絶したが、其儘引退る萬次郎ではない。よつて體よくつくろつて其晩は休ませ、豫て土屋氏からの注意もあるので、密かに伴庄助を走らせて土屋方に知らせた。

土屋氏では、萬次郎兄弟出奔後、才藏又出府せば、留守は女計りで甚だ無用心である。且又心當にして居た後嗣あとつぎもなくなつたので、親類相談して、文化二年の正月に才藏の娘年衛の十七歳になつたのに、買物方役黒谷太四郎吉行の次男丑藏富重を婚養子とし、久富と改名させた。時に丑藏廿五歳である。

黒谷太四郎宅は、家中新町で道を隔て、安國寺の北隣である今の羽前絹練會社工場のある處である。現在臺灣に居る黒谷了太郎氏は其子孫である。

其後一年五箇月を経て萬次郎が無音村に戻つた時には、丑藏廿六歳となつた。

折よく才藏は在國中であつたが、萬次郎が歸つたとの知らせを聞いて大に當惑した。捨て置くべき事ではない、兎に角呼び寄せなければならぬが、おとなしく來る筈はない。無理をしなければならぬ、丑藏は剛勇の者であるが、萬次郎も力量のすぐれた者である、且丑藏と萬次郎とは互に顔を見知らない。それで同姓の渡留伴三藏に同行を頼んだ。

土屋渡留は土屋久定の養子として分家した久八伊親の五代目、實は安倍仁右衛門の三男で、天明六年に養子となり渡留親安と稱し、當時五十二歳である。三藏は記明と稱し、實は親安養父渡留の實子で、親安の義弟であるが、親安の養子となつたものである。當時廿六歳であつた。宅は家中新町鍛冶町口通で、今の工業學校敷地内である。

翌十六日丑藏、三藏の兩人無音村庄吉方を訪ね、萬次郎に會ひ、説諭したが萬次郎は素より承知しない。却つて反抗するので、已むなく取り押へ、萬次郎の兩手を手拭で縛り、懷ふところの中に入れ、大小は下げ緒で栗形から鐐かざりのすかしに結び、赤川の渡場わたばた（今の三川橋で當時は渡場であつた）まで來たが、日永ざかりで、まだ夕日が

山に入らぬ。此の風體で城下に入るには不體裁でもあり、又憚りもあるので中河原（中土手）に腰をかけて、日の入りを待った。夕闇迫つた時刻を見計らひ、三藏が先になり、萬次郎を中に挟んで歩き出したが、丑藏の草鞋の紐がこけたので結んで居ると、ビシ／＼といふ音がする。不審に思つて見上げると、萬次郎いつの間にか懐の手のいましめを解き、力を入れて栗形をはなし、刀を抜いて丑藏目がけて切り付けた。丑藏もさる者身をかはして組付いた。が笠のまゝで自由が利かぬ、却つて萬次郎に組みしかれた。三藏驚いたが暗闇で、二人の區別がつかず、ためらつて居ると、丑藏下から「もはや手取は出来ぬ、早く我諸共に切れ」と言つた。三藏はなほ手を下しかねて居る中、丑藏脇指で萬次郎の脇腹を指した。ひるむところを三藏、笠の上から切り下げたので、さすがの萬次郎も遂に其儘斃てしまつた。實に果敢なき最後である。享年廿三歳であつた。

二人はほつと息をついたが、今更如何とも致し方がない。其旨才藏に報告した。

才藏はそれ／＼届出でをして、一ト通りの取調を受けたが、萬次郎は脱藩者であり、其上加ねての不行跡の評判もあつたので、其儘に事が済み、死骸は勝手次第葬る様にとの沙汰であつた。

土屋方では、萬次郎に對しては氣の毒でもあり、不憫でもあるが、結局厄介者がなくなつたやうに感じ、後年虎松の仇討とならうなどは夢にも思はなかつたであらう。

萬次郎の遺骸は、菩提所總穩寺（そうおんじ）に左の届書を出し、總穩寺からは又寺社奉行に届出で、寺の西端（土屋の墓地ではない）に、早桶のまゝ葬つた。總穩寺では、一鋒相心信士と戒名を授け塔司壽天院血脈を授けて回向した。

覺

土屋才藏養弟萬次郎儀、三年前、九月中出奔仕り今度無音村出入りの者庄吉所へ立歸り金子等無心仕り、用立申さず候へば溢ケ申すべき様子に付、右庄吉儀、

才藏方へ一昨十五日段々の次第申聞け候に付、昨十六日土屋三藏、同丑藏兩人無音村へ罷越し候て、萬次郎に遇ひ申含め連れ歸り候所、赤川渡場に至り、丑藏へ手向ひ申候に付、丑藏組付き候へば、力量強く據なく脇腹を差添にて突通し候へば、其節三藏も笠の上より切付け兩人にて打留め候、右の次第御届け申上げ、今日御吟味相濟み、死骸勝手次第葬り候様仰付けられ候間、御寺中へ葬申度存じ奉り候。御吟味相濟み候上は何等の儀に付少しも御苦勞相掛け申間敷候、後日の爲一札斯の如くに御座候 以上。

文化三年寅五月

土屋次郎太夫印

黒谷健次郎印

總 穩 寺 様

土屋次郎太夫は、才藏家の本家で、黒谷健次郎は、丑藏の實兄である。

書付を以て御届申上候

拙寺檀家土屋才藏養弟同苗萬次郎儀、三年前子の九月中出奔仕り、今度立歸り無音村へ罷在り候に付、土屋三藏殿、同苗丑藏殿兩人罷越し、同道仕り候處、赤川渡場に至り萬次郎、丑藏へ手向ひ候に付、據なく兩人にて打留め、右の次第御届け申上げ、御吟味相濟み、勝手次第死骸葬候様仰付けられ、之に依つて拙寺々中へ葬り度の旨親類中より頼み來り候、則ち親類中より一札取り置き、寺中へ葬り申すべくと存じ奉り候。右御届斯の如くに御座候以上。

文化三年寅五月

總 穩 寺 印

寺 社 奉 行 宛

昭和五年、復讐より百二十周年に當り、萬次郎の墓を虎松の墓に並べて現在の處に改葬した時、地下一尺許りで桶に掘當てた。桶のくれば其儘で斜に傾き、中に敷席らしいものが見え、白骨もそのまま出たが棺槨はなかつた。とは當時改葬に立合つた現住職祖傳和尚の直話である。濕潤の地故、浮上つたものかとも思はれるが、如何にも粗末な埋葬であつた事が思ひやられるのである。

虎松江戸に上る

二六

兄思ひの虎松は宇都宮で頻りに萬次郎の歸りを待つたが、更に姿を見せない。若しや不慮の事でもと、居ても立ても居られない。遂に意を決して、六月三日に出迎へのため宇都宮を立つた。途中變な噂を聞いたがまさかと思つて、先づ上の山の石田丈右衛門を訪ねた。丈右衛門は折よく病氣全快して居たので、一別以來の挨拶を済ませてから、兄の消息を聞いた。丈右衛門は眉をひそめて、莊内からの便りで聞いた萬次郎横死の話を委しく話した。丈右衛門の話は、正鶴を得て居るや否や素より不明ではあるが、之を聞いた虎松は、兄の心中の無念さを思ひやり、胸が裂ける様であつた。

虎松復讐の時所持せし願書に「萬次郎を殺害に及び候段承知仕り候兩人の儀に候へば致し方もこれあるべきの處、殺害に及び候段、私に於て無念骨髓に徹し、片時も忘れ難く云々」とあるやうに、虎松の無念さ眞に骨髓に徹したものであつたらう。無念骨髓に徹したことが即ち復讐である、兄の無念を晴らすことは、丑藏三藏の兩人を斬ることである。

當時國法としては私の復讐は禁止されたが、武士道としては、君父の仇は俱に天を戴かざるものである。虎松の復讐は君父の仇ではないが、兄や姉は君父に次ぐものである。殊に虎松にとつては、天にも地にも苦樂を共にした唯一人の兄で、不行跡とはいへ親とも頼むべき萬次郎である。情義の進むところ、兎や角と考慮なごしたものではない、一念の閃き其儘である。それが仇討の決意となつてしまつた。復讐するには自己の力量と相手の手腕とを比較しなければならぬ。虎松は武藝修業は少年の折陶山の門に一寸入つたゞけである。

丑藏は力量も優れ、劍術は眞影流の達人といふことである。先づ武藝修業をしなければならぬと、石田の許をそこ／＼に辭し、江戸を志して立つた。

二七

宇都宮に着いて、先きに世話になつた茶屋喜惣治方に立寄り、萬次郎の横死を告げて世話を頼んだ。喜惣治大に同情し、上池町の茶屋久五郎に周旋した。久五郎も同情して帳付などをさせて世話をした。虎松は本名では復讐の妨となるかと思つて倉尾又藏と變名した。

秋保親孝氏所有「復讐記」(作者不明)に

虎松江戸にて本姓名顯はさず倉尾又藏と免狀にこれある由、師匠小笠原重左衛門とこれある由、

師匠 常勇子、虎松は常惟子とこれある由なり。

とあり、又「助川氏覺書」に記載せる虎松持物中「心形刀流巻物に小笠原重左衛門、倉尾又藏殿とこれあり」とあり、武術免狀書付には「小笠原常何とあり、倉尾常惟とあり」とある。倉尾又藏と變名したことは確實である。又倉尾常惟とあるは、小笠原重左衛門から與へられた姓名であらう。而して何時變名したかは不明であるが「故郷紅葉」では、宇都宮で變名したと書いてある。今ば之に據る。

其年は涙と共に宇都宮で過ごし、翌文化四年正月に、かねて懇意にして居つた戸田家の足輕瓶増傳之助に、江戸上りを相談した。瓶増は、折よく來月は交代月に付同道し、併せて藩の雇として足輕長屋に泊る様に取計つてやらうと、頗る親切であ

つた。又藏は渡りに舟と大に喜び、久五郎に永々の厚意を謝し、餞別などを受け、二月廿八日足輕の交代上りと共に宇都宮を出發し、三月朔日淺草七軒町の戸田家の長屋に着いた。

又藏の武藝修業

當時江戸は文化の爛熟時代で、田舎上りの又藏は見るもの聞くもの、唯驚くばかりであつた。又藏は戸田家の奉公人となつたものでないから、暇にまかせて諸々々々を見物した。ある日淺草に行つて觀音堂に復讐の祈願を籠め、其附近を見物したが、折柄櫻花満開の候で、爛漫の花、雑沓の人、又藏の膽を奪ふばかりであつた。又藏は茶屋に腰をかけて、花と人ともに茫然として居た。

然るに隣りに腰をかけて居た三十歳位の侍が頻りに又藏の顔を覗いて居る、又藏甚だ不氣味である。恸々にして立ち上つた時、其侍は又藏に「貴殿は土屋虎松殿で

はないか」と聲をかけた。驚いて注視すると、曾て醫術修業中懇意にした足輕、成瀬多次郎である。互に奇遇に驚いたが、多次郎は閑かな茶屋に引き入れ、酒肴を出して互の身の上話をした。多次郎は五年以前、江戸詰中に脱藩し、辛苦を重ねた上、湯島下松浦若狭守家の徒かちとなり喜平と改名して居たのであつた。又藏はこの奇遇を機會に、劍術指南の家に奉公方の世話を頼んだ。喜平は現今江戸で立身出世をするには、武藝は一向役立たぬ、文筆さへ達者であれば差支へがないと諭したが、又藏は強て武藝修業をと望んだ。喜平は然らば六番町で五百石取の旗本、當時御徒頭かちをつとの劍術の指南をして、五百人餘の弟子を持つ小笠原重左衛門がよい。幸ひ松浦家から若主人始め多數弟子入りをして居る。此弟子達から重左衛門の次男彌三郎に頼み、又同家役人にも依頼をするが、現今奉公人を召抱へるには、すべて人請合所(周旋人)の手を徑なければならぬ。小笠原家の人請合所は、四ッ谷邊にある筈である、搜索して頼み入れよ、と親切に教へてくれた。又藏且つ喜び且つ謝して猶申

入れ方を頼んで別れた。

又藏其後四ッ谷邊を搜し、伊賀町近江屋伊兵衛が小笠原家の人請合所であることを知つて小笠原家への奉公を頼んだ。近江屋では今は口はないが缺けがあれば通知をするといふのであつた。

三月下旬に近江屋から小笠原家に若黨の口があると通知して來た。又藏雀躍こぶどりして近江屋に行き、其案内で小笠原家に行つたところ、豫て喜平からの手廻しがあつた爲、直に若黨として召抱へられた。又藏は本望半ば成就したかの様に喜んだ。

又藏の若黨奉公は給金稼ぎではない、又出世を望むものでもない、捨て身である。眞劍である。勞苦などは素より眼中にない。唯主人のため及び家族、役人達のために働くのである。此まめ／＼しい勤め振りに、重左衛門始め一同の者大に氣に入り又藏々々と目をかけた。

當時江戸の大名や、旗本其他の間に、闘雞が流行つた。同好の人々自慢の雞を持

寄つて勝負を争つた。重左衛門も其の一人で、自慢の雞を持ち廻つて楽しんだ。然るに自慢の雞が、ある闘雞の會で打負され、残念でたまらず諸方々を捜し、強い雞を求め自ら會主となり、自邸に闘雞の會を開いた。又藏には、其の日の雞掛りを命じ、雞の世話や準備をさせた。

當日となると、小笠原方では重左衛門、嫡子内膳、次男彌三郎を始め一族總出である。五六番も進むと、來客の中から前會に小笠原の雞に勝つた強い雞を出された。小笠原方では此時こそと豫て用意した雞を出した。暫く蹴合つたが、遂に小笠原方に勝鬨があつた。即ち仇討をしたのである。一同の喜び譬へやうがない。又藏は闘雞場から其勝雞を両手で抱へ引出しながら、どうしたものか兩眼から涙を流したが、手が離せず拭くことが出来ない。主人の雞が勝つて首尾よく仇を討つたのだ。又藏として喜ぶべき筈であるのに、落涙するとは實に不思議である。重左衛門は、さすがに之を見逃がさなかつた。又藏は素知らぬ風をして雞の仕末をしたが、翌日

重左衛門は、更めて又藏を廣間に呼び出して、落涙の理由を自ら詰問した。又藏の平生の働き振りから、唯者でないを見て居たのである。或は敵か、反對者の間諜かとも考へた。又藏はひたすら其無禮を詫びたが、容易に聞入れない。愈々きびしく訊問された。又藏遂に隠しかねて、自分の素性と、兄の仇を討ちたい爲に當家に奉公した事の一伍一什を打明けた。昨日の會で家畜の雞すら見事に復讐をしたのに、自分は士人に生れながら、眼前の敵を其儘に、おめく／＼ながらへて居る腑甲斐なさに引き較べて、覺えず涙を流したので誠に申譯がないと謝し、此上の御情には、劍術の一手なりとも、御指南に預りたいと懇願した。重左衛門も始めて得心し、又藏の心がけに感じたが、兄の事で、父母の仇ではない、必ずしも不倶載天でもあるまいと一度は論したが、又藏は兄の心を考へると、早く仇を討てと催促して居る様に思はれるとて、止むに止まれぬ其決心の固きを示した。重左衛門も其友情のやさしさと、決心の牢固たるに感じ、其請にまかせて劍術指南を諾した。

若黨風情に劍術指南でもないから、翌日、中小姓に取立て、内稽古をさせた。又藏始めて奉公の目的を達し、それから懸命に稽古して、暇あれば自分の部屋で木太刀を以て練習した。半年過ぎると腕が少しく出来て来たので、更めて弟子となり、稽古所に入出入することを許された。又藏は感激して益々奮勵した。弟子達も又藏の熱心と、其働き振りを認め、出羽と名付けて引き立て、他より仕合を申込まれると、先づ出羽をと皮切りに出した。

三箇年(文化七年)みつしり稽古したので、腕に相當の自信がついた。かうなると一刻も猶豫ならずと師の重左衛門に復讐の許しを請うた、重左衛門はまだ早いと許さなかつた。それから又一箇年も出精し文化八年となつた。今度こそはと人なき折を見て、又願つた。重左衛門も未熟であるとは思つたが、又藏の心情の切なるを憫れんで、これを許し、まだ十分とは思はなかつたが、心形刀流の奥儀を授けた。又藏涙を流して其高恩を謝し、必ず本望を遂ぐべきを誓つた。だが復讐の爲に暇をとら

せることは出来ぬ。他に仕官することとして七月になつてから願出でよと諭した。

又藏は文化八年には廿四歳で、武藝修業が僅か四箇年足らずである。未熟であることは自分でも知らぬことにあるまい。然るに之を急ぐのは何故か、當時向坂六郎五郎が兄の仇を討ち損じた話が人口に膾炙して語草となつて居た。「故郷紅葉」に其例を引いて居る。又「白氏要簡抄」にも載つて居るところを見ても證とすることが出来る。又藏の耳にも無論入つて居たに相違ない。それで急いだものと思はれる。向坂の話は次に参考として掲げる。

徳川氏の初頃(慶長年間)に向坂六郎五郎といふものがあつて、兄の仇を狙つた。友人が仇の在所を知らせ、助太刀するから早く討てと催促した。之を聞いて向坂は次に怒り、予は貴殿の助太刀欲しさに交つたのではない。左様な未練の者とは知らず今日まで交つたことは誠に恥しいと、助太刀どころか絶交して復讐の好機を逸した。其後仇が病死して遂に本望を空しくした。これから向坂は氣鬱症となり、幾許もなくして世を去つた。徳川家康之を聞いて、「さて、惜しいことをした。凡そ君父の仇は勿論、兄弟の仇に至るまで、名聞は入らぬものだ。女子供を頼んでも早く討取ることが大切だ。六郎五郎も自分一人で討取り高名せんとした爲時を失ひ、あたら武士まで失つたことは誠に遺憾である。君父兄の仇は一太刀打つても手柄である。又人を頼んだとて臆病といふべきものでない、唯々早く討つべきものだ。若い者どもよく心得よ」と諭された。

さて六月上旬重左衛門は又藏を呼び、「來月になつたら暇をやる筈だが、清廉なお前のことである、身の廻りの準備などはないだらう。それは當方ですべて調べて

やる。心配するな」と云つた。又藏又も師の温情に感じ涙に咽び厚く禮を述べて引下つた。

愈々待ちに待つた七月となつた。重左衛門の指圖通り役人を経て、今度津輕藩で蝦夷地エトロフ、クナシリへ人数を出すことになり、劍術者を召抱へるにつき友人から推舉された。就ては永々の高恩、感謝の詞がないが、これを機會に仕官をした。勝手ながら御暇を戴きたいと願出た。内情が分つて居るので直に許可された。七月十五日にまた又藏を呼び出した。重左衛門は、お前の腕は未熟ではあるが、特別の詮義を以て與へるぞとて心形刀流の免狀を渡された。

其後重左衛門からは大小、嫡子内膳からは上下の裕、次男彌三郎からは目録、鼻紙袋、奥方からは道中支度、たんなを惠まれて準備一切が調つた。是等は全部復讐の際持ち合せて居たものである。

弟子達も内情を知つて、大に同情し、それら、餞別した。

又藏は身支度以外の物には用がない。全部遺品かたみ心に傍輩に分け與へた。最早心に残るものは何もない。

文化八年七月二十七日、重左衛門始め家族一同に永々の高恩を謝し、傍輩共にも永の暇を告げ、多年恩願を受けた小笠原家から引下つた。

又藏莊内に下る

又藏の準備は一通りは出來たが、まだ心は落付かない。先づ室町の旅籠屋に宿をとつた。すべての事が思ひの外順調に進み、今は唯仇を討つだけである。これ偏に淺草觀音の御利生によるものであると、淺草に行つて觀音堂に參詣した。初めて參詣した時、觀音様の引合せによつて成瀬喜平に會ひ、小笠原家の世話になつたことを偲び、感慨無量であつた。心靜かに禮謝をなし、併せて首尾よく本望を達する様にと深く祈願した。

仇討は討つか討たれるかである。假令討たれても犬死となつてはならぬ。就いては願書を持たなければならぬが、莊内に下つてからは恐らくそれを書く暇はあるまい。且又其願書は死後に残るものである、充分に念を入れなければならぬ。友人吉尾某が文筆に達し且事情をも知つてゐるので、同人を呼んで密に内意を洩し、次の二通を認めさせた。これが復讐の際、風呂敷に入つて居たものである。

乍恐奉願候口上之覺

私儀亡父土屋久右衛門三男にて、八年以前兄萬次郎據なき趣意御座候に付、右萬次郎同道にて御當地退身仕り、江戸へ罷上り申すべき心懸にて、野州宇都宮邊まで罷越し、暫く逗留仕り候内、路用遣ひ切り、難澁仕り、止む事を得ず萬次郎儀御當地へ立歸り、無音村庄吉と申者、元來出入の者に御座候間、是へ立寄り、金子借入れ申し度旨、無心致し候へども、貯へもこれなき由申聞け、致方なく罷在り候處、庄吉より兄才藏へ知らせ候や、才藏養子丑藏、同姓土屋渡留伴三藏、右

兩人にて萬次郎迎に參り、御城下松原邊にて喧嘩致し、萬次郎を殺害に及び候段承知仕り候。兩人の儀に候へば、致方もこれあるべきの處、殺害に及び候段、私に於て無念骨髓に徹し、片時も忘れ難く、是まで江戸に罷在り候へども、此度罷下り、今日此所に於て、年來の本望相遂げ申候。此段申上げ奉り候。さりながら御城下を騒がせ、御苦勞を懸け奉り、何共恐れ入り存じ奉り候。此上何様の御刑罰を蒙り候共、聊か苦しからず存じ奉り候 以上。

文化八年未九月

土屋久右衛門三男虎松改名

土 屋 又 藏

御 奉 行 所

乍恐奉願候之上口覺

私儀亡父土屋久右衛門三男にて、八年以前兄萬次郎據なき趣意御座候に付、右萬次

郎同道にて御當地退身仕り、江戸へ罷上り申すべき心懸にて、野州宇都宮邊まで罷越し、暫く逗留仕り候内、路用遣ひ切り、難澁仕り、止む事を得ず、萬次郎儀御當地へ立歸り、無音村庄吉と申者、元來出入の者に御座候間、是へ立寄り、金子借り入れ申し度旨、無心致し候へども、貯へもこれなき由申聞け、致方なく罷在り候處、庄吉より兄才藏へ知らせ候や、才藏養子丑藏、同姓土屋渡留伴三藏、右兩人にて萬次郎迎に參り、御城下松原邊にて喧嘩致し、萬次郎を殺害に及び候段承知仕り候。兩人の儀に候へば、致方もこれあるべきの處、殺害に及び候段、私に於て無念骨髓に徹し、片時も忘れ難く、是まで江戸に罷在り候へども、此度罷下り、今日此所に於て、年來の本望相遂げ申候。未だ一人土屋三藏、尋常に勝負仰付られ下し置かれ度く願奉り候。其後何様の御刑罰を蒙り候共、聊か苦しからず存じ奉り候 以上。

文化八年未九月

土屋久右衛門三男虎松改名

土 屋 又 藏

御 奉 行 所

奥州街道から莊内に下つては見知りの人もあらう、都合が悪い。莊内の者の通らぬ信州路から下る方が安全であると考へた。

折よく、同宿の越後縮商人で、上州桐生に立寄り、越後に歸る者があつたので、同行を頼み、八月上旬多年住み慣れた江戸を後にし、王子、岩槻を経て桐生に着いた。商人は四五日滞在するので、又藏は一泊の後、草津の湯を浴びながら待ち合せることとし、上島、澤渡を経て草津に着き、一兩日湯治した。商人が追付いたので、草津をたつて信州路に入り、眞田、上田に泊つた。商人は又滞在するので、又藏は商人と別れ、川中島の古戰場を弔ひ、鹽尻から善光寺(長野)に行き、如來堂に參詣し、本願成就を祈願した。それから越後路に入り、柏崎に着いた。村上を経て葡萄

峠にかゝつたが、海岸通から莊内に入つては人目につくおそれがあるので、山路をとり、小俣から愈々莊内領の小鍋に入つた。目指す莊内に入つてからは、又藏の精神は異常に引締り、そよぐ風の音にも油断はしない。小國、木野俣、温海川、菅野代を経て鬼坂峠に登り、始めて故郷の姿を眺めた。實に萬感交々臻るのであつた。峠を下り坂下、關根を過ぎる頃から、疲労して歩けなくなつた。長い山路の疲れに、精神の昂奮が加つた爲だらう。幸ひ歸り馬に出會ひ、之に乗つて湯田川に着き、馬子に頼み裏通りの家に泊り、夜中になつてから始めて湯に入つた。故郷とは名のみで、今や莊内は又藏にとつては虎穴にも等しいので、少しの隙もない堅固な用心ぶりである。

總 穩 寺 の 討 合

興林山總穩寺は鶴ヶ岡城下、鍛冶町にある曹洞宗の寺である。元祿の初年に、曹洞宗では全國に三十六

箇所の録所を置いた。總穩寺は其一つで、莊内四百八箇寺を監督し、明治維新録所の廢止まで續いた。七堂伽藍（山門、客殿、佛殿、書院、衆寮、庫裡、東司）が完備し、名僧知識を住職とする莊内第一の名刹である。天保十四年に不幸、山門のみを残して烏有に歸したが、文久元年、山門和尙之を再建した。（衆寮を略す）明治四十一年俊親和尙は客殿と書院とを鶴見の總持寺に賣り現今は山門と庫裡とを残すのみとなつた。現住第卅一世祖傳和尙は師七十有二、嬰鏗壯者を凌ぎ、入寺以後毎年兩士の供養を營み、又萬次郎虎松の墓を修め、且本堂の再建を企て、居る。

虎松の本名は、自ら「虎松改名土屋又藏」と書いて居るから、又藏とすべきが至當である。然るに従來、丑藏虎松と呼んで又藏と言はない。今更又藏としては感情が移らず甚だ面白くない。因て莊内に入つてからは虎松の舊名をとつて記述した。

多年の念願叶つて遂に莊内に入り、鶴ヶ岡を距る僅か一里餘の湯田川に着いた虎松は、昨日までの虎松ではない。緊張に緊張し寸分の油断もない。

人の出入の多い湯田川は、永く止るべき土地ではない。井岡は鶴ヶ岡には一田圃で、其村の百姓源六といふのは虎松が乳母の家である。貧乏者であるから、猶更隠れ家として申分がない。一先づ源六を訪ねて見ようと、翌日は態と遅く宿を出で、人目を晦らます爲に手の内を貰つた。（人の門に立ち金錢を乞ふこと）日暮方に井

岡に着き、源六を訪ねた。源六は非常に悦んで之を迎へたが、乳母は一昨年から中風で、手足も口も利けなかつた。それでも心は變らず、虎松の手をとり涙を流して悦んだ。虎松は源六に向つて、自分は是まで江戸に居て武藝修業をしたが、今度秋田の亀田に仕官することになり、赴任する途中である。急ぐことでもないから、故里なつかしさに暫く逗留したいが、兄の不行跡の爲肩身が狭い心持がする。決して他人に口外するなと堅く口留をした。

四方山の話にまぎらせて其の後の土屋の消息を探つた。母は先年土屋方を去つて御持筒町に再縁し、これも離縁して、一昨年紙漉町御徒佐々木市郎右衛門に行き、才藏は四月に殿様（忠器公）の御供をして出府中で、三藏も同様出府中であるが、丑藏のみは幸ひ家に居ることが分つた。

土屋渡留親安は文化八年三月、五十七歳で致仕して永休と稱し、家督を養子（義弟）三藏証明に譲り、三藏は渡留と改名した。當時三十一歳である。

虎松は二三日静養して疲勞を回復し、密かに總穩寺に行つて父の墓に詣で不孝の罪を謝し、次に兄の墓を捜した。漸く之を見出すと涙が瀧の如く流れてとめることが出来ない。少し落付いてから生きた人に物言ふやうに、兄上がどんなに無念であらせられたであらうと同情した上、私は必ず復讐して其無念を晴らすべきによつて草葉の蔭で待つて居らるゝやうにと固く誓つた。

母戀しさに、せめて一目でもと、紙漉町を徘徊したが、遂に會ふ機會がなかつた。仇の丑藏は、まだ會つたことのない者である。顔を知らない。雨の降る日待つて、簑笠に身を隠し百姓姿となり、新屋敷を徘徊したが、昔に變らぬなつかしき自分の家を見て、すぐにも飛び込みたい心地がしたが、今の我が身をかへりみると胸が裂けるやうであつた。既に大望をいだく身、我と我が心を勵まして、ひそかに丑藏の様子を窺つた。それらしい姿は認めしたが、しかとは確めかねた。

丑藏當時三十一歳、養子となつてから七年目である。性來剛膽で骨格逞しく、力

量衆に優れ、曾て助川伊八の門に入つて眞影流の劍術を學んだ。太刀筋非常に強く、達人と稱せられた。同門の者も丑藏の下駄（特に大きかつた）を見ると、稽古所に入らずして逃げ歸つたと語り傳へて居る。

助川伊八正之は彌惣右衛門正章の弟で、眞影流を學び、兄の家に稽古所を開いて劍術を指南し、五人扶持を給せられたが、一家を立てず、文化二年五十六歳で死亡した。宅は鷹匠町、今の工業學校敷地にあつた。伊八の甥の子、其次郎正親が天保十三年召出されて伊八の後を繼いだ。現在家中新町の助川正誠氏は其子孫である。

九月廿二日は久右衛門の忌日である。（正忌日は八月廿二日）才藏が出府中であるから、丑藏は代參するに相違ない。此日こそ總穩寺に待受けて斷じて本望を遂ぐべしであると虎松は決心した。

廿一日となつた。明日はいよいよ多年の本望を達すべき日である。討つか討たるかである。恐らく今日一日の命であらう。虎松は其晩酒を求めて源六と共に心ゆくばかり飲んだ。

夜更け人の寢靜まるを見計らつて始めて本望を明かした。源六は大に驚いたが、固より之を止める力がない、堅く口留を誓ひ、且虎松の武運を祈つた。

虎松は最早や金には用がない、残らず乳母に與へ、其他不用の品は悉く捨て、身支度をば残るところなく調へた。

明くれば廿二日、いよいよ本望を遂ぐべき其日は來た。

夜明前に跳ね起きた虎松は英氣潑瀾として武者振ひをした。先づ齋戒沐浴して心靜かに本望成就を祈つた。

かねて用意した新しい襦袢に紋羽の胸着を重ね、小紋の股引をはき、上に淺黄木綿の半纏を着て博多の帶をしめ、重左衛門から贈られた大小を佩び、身輕に身拵へした。乳母と源六に心ばかりの暇乞をなし、いざ出發せんとして朝飯を忘れたことに心付き朝食をすませた。いさゝか心せいた嫌がある。

それから番田、八日町を過ぎて總穩寺に行つたがまだ門が明かぬ、店も開かぬ。

暫くたつて門前の菓子屋（下げ菓子屋で花も賣つた）に休んだ。其中總穩寺の門が開かれたので、花を求めて父と兄との墓に今生こんじやうでの暇乞をした。（午前七時頃）寺の小姓共が之を認め、其容態をあやしんで、今夜は充分に用心しなければならぬなどと朝飯時に語り合つた。多分鼠賊とでも思つたのであらう。

虎松は又門前の菓子屋に戻り、同行者を待ち合はせるため暫く店を借りたいと腰を下し、菓子を求めて食べながら、丑藏の來るべき坂上さかのうへの方を望んでは、今かくと待ち受けた。

丑藏は其前日即ち廿一日に、同姓惣助と、明日養祖父久右衛門の墓參には同伴しやうと約束をした。

土屋惣助伊友は渡留親安の子で、三藏記明の義弟である。無邊夢極流槍術の達人で、文政五年に三人扶持に召出されて一家を立てた。當時惣助は廿二歳で槍術修業の眞最中であつた。現今新齋部に居住する土屋親秀氏は其子孫である。尙親秀氏の父は丑藏の孫で、惣助伊友の養子であるから、親秀氏は丑藏の曾孫に當つてゐる。

廿二日朝、丑藏は虎松が待ち構へて居るとは夢にも知らず、馬乗袴に肩衣を着け九月の末として少し寒いので、其上に羽織をはおつた。花を探り、家中新町の惣助に立寄つた、折悪く惣助は急用が出來て同道しかねたので、丑藏唯一人總穩寺をさして出かけた。虎松の爲には實に天祐であつた。

虎松は一刻千秋の思で待つて居た。やがて北の方から、花を持つた丑藏らしいものがやつて來た。虎松の精神は頓に引き締つた。先づ紋所を見た。確かに家の紋所「三ツ石」である。丑藏はそれとも知らず總穩寺に入り、墓地をさして行つた。虎松は念の爲に、大小をば店に置いて無腰となり、丑藏の後をつけた。丑藏は久右衛門の墓に詣でた。正しく丑藏であるとは思つたが、念には念を入れよである、近寄つて「貴殿は丑藏殿ではないか」と尋ねた。丑藏は何氣なく「然り」と答へた。之を聞くと虎松は挨拶もせず、急いで菓子屋に戻り、大小を指し身支度して山門に待ち受けた。

先きに朝飯を忘れんとしたあせり方に比し、これは又念の入つた落付きぶりであつた。

丑藏は不審なことゝは思つたが、墓參をすませて本堂に入り、位牌所に香花を手向け、本堂を出て、やがて山門の下まで来ると、先きに自分の名を聞いた男が大小をさして待ち受けて居る。いよく不審に思ひながら近付くと、虎松聲をかけて「拙者は土屋萬次郎弟虎松である。兄の無念を晴さんが爲、辛苦すること茲に數年、今日奇遇を幸に、尋常に勝負せよ」と迫つた。

満々たる殺氣、眦裂け怒髪天を衝くの慨がある。丑藏は事の意外なるに驚いたがさすがは剛膽の勇士である。平然として「仇呼ばはりは慮外である。萬次郎殿を斬つたのは紛れもない此の拙者であるが、それは萬次郎殿に斬りかけられ、勢ひ已むを得なかつたのである」と軽く受け流して總門の方に足を進めた。數年仇と狙つた丑藏である。こんな事で取り逃がす虎松ではない。「それは卑怯である。仇と呼ばれて

今更言譯無用である。尋常に勝負せよ」と刀の柄に手をかけ詰め寄つた。丑藏「卑怯とは何事ぞ。君の祿を食むものが身勝手に勝負することが出来るか。然らば、立派に主君の許しを受け、然る後に尋常に勝負しよう」と、はやる虎松を制しながら小門を出で、石橋を渡つた。虎松、取逃がしてはと血相を變へ、「口論無用、勝負々々」と詰め寄つた。丑藏もその決心の牢固たるものであることを見て、近付く虎松の襟足を掴んで引倒さうとした。虎松伸び上つて之をばづした。丑藏其隙に、虎松の大小を鞘がらみ抜き取つて投げ捨てた。虎松賺さず丑藏に組付く。丑藏刀を抜かうとしたが、虎松手早く丑藏の脇指を抜いて肩先に斬りつけたが鞘がらみだつたので切れない。丑藏跳び退いて「勝負」と聲をかけ、羽織を脱ぎ、股立をとり二尺五寸貞行の大刀を抜いて身構へた。丑藏已に覺悟をきめたのである。虎松は丑藏の脇指を捨て、手早く自分の大小を拾ひ、二尺二寸久道の鞘を拂つて身構へた。正に龍虎相闘はんとして氣先づ静かなりの慨がある。丑藏は北、けんどん屋（蕎麥屋）

の方に、虎松は南、光覺寺の方に構へた。丑藏は無一劔の構へ即ち大上段に、虎松は青眼の構へである。双方説み合つて氣合をはかつて居る。見た者の記述に兩人の眼中實に物凄かつたとあるが、さもあるべきことだ。虎松踏込んで二太刀打込んだが、丑藏鏢で受留めた。今度は丑藏間合をはかつてヒシ／＼と打込む。虎松受け流したが、二太刀ばかり、切先はづれに肩にあたつた。斬れない。

丑藏猶も二太刀三太刀打込んだが、敵の青眼の切先上つて腕に當り、強く打てぬ虎松の眉間に二太刀あたつたが淺手である。

此の間丑藏大音あげて「誰か居らぬか」と叫んだが、近所の者は皆逃げ隠れて誰一人出合ふ者がない。虎松も亦「土屋萬次郎の弟虎松仇討」と、大音で三度呼んだ。何れも勝負を見届けさせようとしたのであらう。

初め虎松、七八間も追ひ込まれたが、其中丑藏も八九間切りまくられ、互に追ひつ追はれつ闘つた。丑藏の太刀は兎角眉間に來る。虎松顔をかたげてはづしたが、

左の鬢から頬の中程まで切り下ろされ鮮血淋漓として流れた。虎松は切られながらも青眼を崩さないで鋭く突込む。此突込みと打ちとで、丑藏の右の腕が半分程切れ、其餘りが咽にあたつてかすり疵を受けた。右の手叶はず、丑藏遂に刀を落し、之を拾はんとして俯くと、虎松仕留めたりと大音あげ「兄の仇を討取つた」と呼ばはりながら、丑藏の首に刀をかけて掻き落さうとした。丑藏首をはづし、左手で組みつき互に揉み合つた。どうしたはずみか、虎松過つて白刃を握つた爲、左の掌に疵を受け、又指二本を落した。丑藏下に潜りながら、左手で刀を拾ひ、虎松の右の足を薙いだ。膝下の躰こむらをしたゝかに切られた。意外に深手で、虎松少しく尻込みした。丑藏左の手に刀を持つて暫く闘つたが、一時間餘りの闘に、互に疲勞し衰弱して二人とも思ふ様に働けない。

二人の闘つた時間は不明であるが、虎松が父と兄との墓に詣でたのは六ツ半時(今の七時頃)とあるから丑藏を迎へて闘を始めたのは八時頃かと推定される。竹内修理が門前に來たのは五ツ過(今の八時過)といふから、多分九時頃かと想像される。因て此闘を一時間位と推定した。

今はたゞ睨み合ふばかりでどつちも打込めない。其中、丑藏突然聲をかけ、「双方かくまで闘つたが勝負がつかぬ。互に疲れて来た。拙者は右腕の深手で、最早御奉公も出来まい。貴殿が萬次郎殿に對する友情の厚きにはほと／＼感じ入つた。此上は萬次郎殿の墓前で互に刺違へ、貴殿の本望を遂げさせたい」と云つた、虎松も今一人の仇三藏があれども、もはや闘ふ力がない。喜んで此議に同意した。

虎松は兄萬次郎を殺害された怨が骨髓に徹し、丑藏を讐として狙つたので、丑藏は實は虎松の怨敵である。

翻つて丑藏は萬次郎を殺害はしたものの、別に怨恨のあつたものでなく勢已むを得なかつたのである。従つて丑藏としては怨敵など、人に狙はれようなどは夢にも考へて居なかつた、が現在虎松から兄の讐として勝負を挑まれては、今更讐でないとはいへない。已むを得ず自ら讐と觀念して闘つた以上、虎松は仇敵である。討たなければならぬ。其爲に死力を盡して闘つた。而して双方とも創を受けたが、虎

松のは相當深く、丑藏のは重傷といふ程ではない。然るに丑藏は突然刺違を發議した、實に意外である。丑藏の心裡蓋し常人の端倪すべからざるものがあるのである。

兩雄墓前に刺違をなす

刺違を約した兩人は見届を依頼すべく、血刀をさげたまゝ寺内に入り、丑藏は中玄關から書院に入り、大音あげて「方丈に御目に懸りたい」と言つた。庭に居た小姓が「方丈は今日酒田に行つて留守である」と答へた。丑藏「方丈に對面したいことがあつて此の體を顧みず推參した、失禮をした」と挨拶して出て行くと、虎松は中玄關に待つて居た。共に蹈壇に腰をかけた。血相かへて闘つた仇同士ではない。もはや親しい友達同士である。虎松は言つた「拙者の仇討の爲に、貴殿を横死させること誠に氣の毒である」と、丑藏「此の場に及んで何をか言んやだ。貴殿と、思

ふ存分闘つた、更に遺憾なしだ。此上は相携へて三途の川を渉るのみだ」と、丑藏の坦懐にして義あり情ある態度、眞に武士の典型である。方丈が不在なれば已むを得ない。肝煎にでも頼んで見届させようと再び門前に出た。虎松甚だ弱つて血刀を杖にした。時に竹内修理が祖母の墓參の爲、家來を供にして井岡へ行くのに出會つた。

竹内修理 茂林)は當時番頭はんがしらを勤め、邸は今の家中新町税務署一帯の地にあつた。先々月七月に父八郎右衛門は白井彌太由等と共に突然隠居を命ぜられ、修理直に家督して千百石を賜り、上座番頭になつた。當時三十九歳である。一説に未だ弱冠の時と傳へられて居るが、竹内氏系譜及び墓碑銘によれば安永二年生れで三十九歳となる。現今馬場町に居住する竹内茂秀氏は其子孫である。

丑藏聲をかけ「此者は先年我が手にかけて殺害した萬次郎の弟虎松と申す者である。兄の仇として私に太刀付け勝負に及んだが御覽の通り、双方深手を負ひ、もはや絶命も間もないことと思ふ。よつて刺違を申合せた。御迷惑ながら、何卒御差し止めなく、御見届下されたい」と懇請して腰をこゝめた。虎松は漸く膝をついて何

か言つたが、言語不明であつた。

修理「御頼みとあれば承るが、血刀さげての應對無禮ではないか」と詰責した。丑藏莞爾と微笑し、「卒爾の事とて尾籠千萬であつた。御許しあれ」と、鞘を拾つて貰つて兩人刀を納め、更に丁重に頼んだ。修理が曰ふ「虎松は餘程の深手と見受けられるが、其許はさほごにも見えない。療治を加へて今一度御奉公をされてはどうか」と、丑藏「御忠言誠に有り難いが、右腕が御覽の通りの疵で、たとひ回復しても、再び君の馬前に立つことは覺束ない。虎松多年兄の仇を討たうと心力を盡した志、亦殊勝の至りである。其の上一旦死を許して今更私一人存生する意こころは更にない。かくなつた上は、何卒武士の情を以て、虎松の息のある中に、快く刺違をさせ下されたい」と懇請した。修理も其情義を盡した態度に感じ、快く承知した。兩人始めて安堵し、先に立つて寺内に入り、大玄關に向つた。修理は中玄關から、家來に取次を頼ませた。役僧出て來ると、修理「今日御門前通行の處、土屋丑藏より

刺違見届の依頼を受けた。兩人是より當境内で刺違の爲墓地に參る。御承知ありた
い」と、役僧驚愕して爲す所を知らなかつた。

兩人先になり、修理其後について行く。役僧追ひかけて、「御兩人暫く御待ちあ
れ。今日方丈不在に付、拙僧だけでは取計らひかねる。支配元(寺社奉行)へ伺ふま
で暫時御待ち願いたい」と、丑藏振りかへつて「御寺内を借りるのみだ、貴僧の迷
惑にはならぬ。修理殿へ見届を御頼みしてある」と、役僧「拙僧だけではどうして
も承知致しかねる。届出るまで御待ち下されたい」といつて承知しない。丑藏「拙
者は當寺の檀家である。寺内を借りるに何の憚ることがある」と言ひ放つて萬次郎
の墓前に進んだ。役僧窮して修理に向ひ「どう計らへば宜しいか」と、修理「拙者
見届を受引けた以上、當寺の迷惑にはならぬ。さりながら此旨早速支配元へ届出で
られよ」と、これも言ひ放つて兩人の後を追つた。

墓前に着いてから、丑藏は修理の前に膝をついて謝意を述べ、併せて不忠不幸の

罪を謝し、死後の取計らひ方を頼んだ。

兩人萬次郎の墓前に相對し、諸肌ぬき互に肩と肩へ手をかけ、丑藏は右の手叶は
ず、左手に脇指を持ち、虎松の胸の下にあて、虎松は丑藏の脇腹に脇指をあて「ヤ
ッ」と聲をかけて刺違へ、其儘打伏したが、再び起き上つて水を求めた。修理の指
圖でかねて用意して置いた水を、兩人に役僧が飲ませると其儘絶命した。時に丑藏
三十一歳、虎松廿四歳である。

丑藏は虎松と死を決して闘つた。眞に必死である。少しの隙も油断もない。然る
に其間にあつて虎松の衷情に感じて居る。且又自己の立場をも考へて居る。其ゆと
りのある態度、眞に無畏である、無我である。而して聊かの未練氣もなく、快く一
命を虎松に與へた。死生更に眼中にない。唯義と情とあるのみである。武士道の極
致である。

丑藏が寺内に入つて見届を依頼せんとしたが、果しかねて肝煎に頼まんとした處

置、及び竹内修理に對する應對ぶり、役僧との問答とを見るに、今死生に直面して居る人の様子は更に見えない。堂々たる態度、周到なる用意、微塵だにも遣るところがない。唯々敬嘆するばかりである。

六〇

當時莊内藩の士氣が最も振興した時代である。忠徳公が藩政の危急を救はんとし、士民を激勵せられ、臥薪嘗膽、財政を整理して漸く其曙光を認めたのは、寛政の末から、享和、文化の初で、文化時代には學校も出來、始めて其實を結んだのである。丑藏は天明元年生れであるから、藩政の最も苦しい時代に生ひ立ち、士民が藩政改革に眞劍になつた寛政年代は、其少年時代である。丑藏は此の時代に教育を受け徹底的に鍛錬されたのである。要するに丑藏の武士道なるものは、丑藏個性の力によること固より大なるものではあるが、一面、莊内藩の武士道教育が、丑藏をして玲瓏たる珠玉たらしめたものである。即ち我が莊内藩の武士道の反影とも見るべきであつて、之を指導された忠徳公の英邁が、丑藏をして此の境地に至らしめたも

のといつても過言ではあるまい。

虎松は丑藏より七歳の年下ではあるが、同様寛政年代の眞劍な雰圍氣の中に育ち且は複雑な家庭に於て、少年ながらも色々な辛酸を嘗めて居るので、思ひやりが殊に深い。兄萬次郎の行跡が、非なれば非なるほど、悌愛の情が加はるばかりであつて、實に至情といふべきものである。丑藏はかねて、虎松が兄思ひのやさしさを耳にして居ればこそ、仇討に遇つて殊に其至情に感じたものであらう。即ち至誠が神に通じたものである。

此復讐は、討つ虎松の至情は素より、討たる丑藏の見上げた態度により、花も實もある、全國唯一の相討となり、武士道の精華となり、併せて我莊内の士風を發揚し、忠徳公の英明を表徴し、興林山頭、永く英名を輝かすものである。

兩義士の檢分

竹内修理は兩人の刺違を見届けると共に、家來を走らせて土屋家及び其親族の黒谷太四郎、久米益庵に急報させた。何れも驚いて駆け付けたが、黒谷太四郎は最も近かつたので直先に來た。修理は刺違の顛末及び其處理方につき詳細報告し、遺骸を引渡し、其場を引取り、歸宅の上左の届書を差出した。

覺

私儀今日祖母命日に付、井岡へ參詣罷出で候處、鍛冶町總穩寺門前に土屋丑藏今一人面體存せざる者と兩人、深手負ひ血刀携へ罷在り候。丑藏私へ申聞け候は土屋萬次郎弟虎松と申す者、兄の敵討度く立歸り、私へ太刀付け、御覽の通り、双方最早絶命の體に罷成り候、虎松數年敵討心懸け、遙々罷越候儀、殊勝にも御座候間、只今寺内へ入り、刺違申度候。御不肖ながら何卒御指留下されず、見届呉れ候様と相願候。言舌漸く分り候程にて、甚だ危急の様子にて候へ共、不思議に寺内へ入り、丑藏右の手は數箇所深手にて叶ひ申さず、左手にて刺違へ双方相

果て申候。此段御届申上候。 以上。

文化八年未九月二十二日

竹 内 修 理

總穩寺では、役僧自ら出頭して寺社奉行所へ届出たが、當日奉行は會所（今の朝陽第一尋常小學校敷地）に詰めて居つたので、役人の案内で會所に廻り、更めて届出でた。奉行は直に役人を遣すが、取り敢へず火の元及び寺の締りを嚴重にせよと指圖をした。

親類共は、竹内修理から遺骸を受取つて、役僧に意外の迷惑をかけたことを謝し且つ布圍を借りて丑藏の遺骸にかけた。

寺社奉行へ届けた兩人の名前が、親族によつて誤つたことが分り、役僧再び寺社奉行へ届出でた。奉行所では、よい時に來た、今通知しようとしたところである。檢使は即刻出張せらるべく、且當役所からも下役一人遣すにより、其準備をなし置

く様にと命せられた。間もなく火消役人十人、火消二十人許りを引連れて駆けつけ寺内を警護し、土屋親族以外には一切境内の出入を禁じた。次に寺社奉行所の下役一人来て準備の指圖をした。

午後二時頃、檢使大目付角田與太夫、御徒目付渡邊軍太夫以下を随へて臨場した。役僧二人、寺社奉行所下役一人、土屋親族二人、大立關前に出迎へた。檢使は役僧に案内させ、死骸并に大小、衣服、所持品悉く檢視した。其折鍛冶町市之助といふ者、風呂敷一つ、笠一蓋を檢使に差出し、此二品宅の前に落ちて居たので、拾つて肝煎に持参したが、肝煎の指圖で町奉行に届けたところ、總穩寺の檢使に届けよとの指圖で持参したと申述べた。檢使は一先づ之を役僧に預け、寺内に入つた。風呂敷は菓子屋の店に置いたのであつたが、かゝり合を畏れて拾つたとして届出でたのであつた。

本堂内、禮の間(室中)に屏風を立て檢使の間を作り、一同着座した。

御徒目付	大 夫	大 夫	大 夫
波邊	軍	右衛門	大 夫
岡部	嘉	小	大 夫
御足輕目付	鶴岡	小	大 夫
皆	川	治	吉
鑑司、役僧			

寺社下役	禰原	伊三	類
	伊三	類	類

住職(廿三世元龍和尚)當日酒田に行つて不在の爲、鑑司が挨拶をした。檢使は直に本日の状況を訊問した。鑑司は當時庭に居つて知らなかつた旨を述べ、役僧が代つて詳細に陳述した。檢使は之によつて左の檢分書を作つた。

檢分書の様式は區々で、明かでないが、其内容は殆んど同一である。今總穩寺記録と思はれるものに依つて記載する。

- 一、虎松檢分書左の通り
- 一、年貳拾貳歳
- 一、頭上一寸程の創貳箇所
- 一、左耳の上深創壹箇所
- 一、左の股かすり創あり
- 一、左手小指落る
- 一、腹に刺違の創壹箇所
- 一、右膝下深創壹箇所
- 一、同所持品
- 一、淺黃木綿形付單半天着用

- 一、モンバの胴着を着す
- 一、淺黃木綿襦袢を着す
- 一、紺の足袋を穿居る
- 一、淺黃小紋長股引を穿居る
- 一、博多帶を締め居る
- 一、印籠、巾着、一趣に在り、内に薬用の品許り
- 一、紙入壹箇、是亦薬許り、外に年代記、楊枝さし
- 一、大小拵付、血染になり居る
- 一、刀銘久道、長貳尺貳寸位
- 一、脇指無銘
- 一、丑藏檢分書左の通り
- 一、年參拾壹歳

- 一、大小拵付、血染に成居る
- 一、刀銘藤原貞行、長貳尺五寸位
- 一、脇指銘越前住兼植
- 一、右小手創五箇所、深創壹箇所
- 一、右の肩かすり創壹箇所
- 一、咽かすり創壹箇所
- 一、右の頬かすり創壹箇所
- 一、右の腕かすり創五箇所
- 一、左の頬かすり創壹箇所
- 一、腹に刺違の創壹箇所
- 一、同所持品
- 一、浅黄襦袢壹つ

- 一、縞木綿綿入壹つ
- 一、浅黄裏付肩衣壹つ
- 一、青梅縞袴羽織
- 一、小倉の袴木綿袴の上に着す

一、双方諸肌脱ぎ、墓前に相果居るを檢分仕候。

次に先刻、役僧に預けた風呂敷包を出させて檢分したら、次の品々が入つて居つた。

- 一、黒羽重袴壹つ
- 一、浅黄小袖壹つ
- 一、藤色縮緬たんな一筋
- 一、とろめん早道具、錢少々入つて居る
- 一、矢立壹本
- 一、心形刀流目錄卷物壹本

(未七月 小笠原重左衛門
倉尾 又藏殿)

一、武術免狀書付 黄縮縮服紗に包み博多の袋に入れてあつた

(未七月 小笠原常勇
倉尾 常惟)

外に願書貳通(前に記載したから略す)

檢視が滞りなく済んで、丑藏の遺骸は遺族に、虎松の分は總穩寺に渡され、所持品も總穩寺に預けられた。

兩士の遺品、總穩寺に預けられたもの、何品であつたか不明であるが、天保十四年の火災で焼け失せた。唯刀だけはどうして残つたか現在まで残つて居る。禪源寺住職矢島大宗氏の話では、明治卅年代には柄も目貫も残つて居たとの事であるが今はない。惜しい事をした。今残つて居る刀身は二本共(丑藏のは貞行、虎松のは久道)非常な又こぼれで、刃切れまでである。「故郷紅葉」贅言(池田支齋、天保七年)には、「刀劍武用論」(文化九年上梓)に兩士の刀劍の事を記して、「仇の指料は二尺七寸關兼種の作なり。又こぼれてさゝらの如くになれり。討ちたる者の刀は大和守吉道作なり。是又深刃切になりて用に立たざる物となりたり」と書き記してある。(刀銘及長さ各々違つて居る)當時已に此の如しとせば、其激闘實に察するに餘りあるが、又一面には現在の状態はあまりに甚しい様にも考へられる。

丑藏の遺骸は棺に納め翌廿三日に送葬し、土屋の墓地に埋葬した。虎松の分は總穩寺で形ばかりの式を行つて、萬次郎の墓地に近く葬つた。

元龍和尚は、丑藏に「珍山巨寶信士」、虎松に「一法良眠信士」と戒名を授けた。

丑藏の墓碑は土屋家で建てたが、虎松のものは總穩寺で、萬次郎のものと同様、小さなものを建てた。總穩寺第廿四世圀凱和尚は、丑藏に「義孝院」、五十年忌の萬延元年には、虎松に「義悌院」と院號を授けた。

丑藏の墓は大阪産の御影石で、臺座共三尺三寸ばかりの堂々たるもの、碑面に「巨寶土屋君墓」左面に「文化八年辛未九月二十二日」と刻してある。(後年酒田本間家で建てたもの)

虎松のは石質極めて粗悪な熊出石で、臺座共二尺三寸許りの小さなもの、正面に「一法良眠信士」、右面に「文化八年辛未九月二十二日」左面には「俗名土也虎松、寺中建之」と刻してある。土屋の屋の字を也に代へたのは世間に憚つたのであらう。

相討後の状況

當時忠器公襲職七年目で、先代忠徳公の信任の厚かつた老職竹内八郎右衛門及び、

白井彌太由を退け、水野内藏丞を用ゐられたが、まだ忠徳公存生中で、萬事先代の治績が其儘に踏襲された我が莊内に於ける名實相伴ふ文化時代であつた。町奉行山本重次郎が褒賞されたのも同年である。以て當時の一斑を知ることが出来る。

兩士相闘の際、總穩寺の僧侶及び附近の者は驚いて戸を閉め、又は逃げ隠れた。通行人は、かゝり合ひを恐れて引返したり、民家に隠れたりして、鍛冶町一帯がひっそりした。

然るに、竹内修理は墓參の途中、番所附近(今の交番所附近)で仇討の話聞いたが、引返しせず、悠然として進み、寺の門前に於て、血刀さげた丑藏に出會ひ、刺違見届の依頼を受け、少しのよどももなく、見事に之を處理した。其迫らざる態度、情理ある處置、毫も武士道に背かない。現在逆境である佛は更に見えない。眞に家名を辱かしめざるものといふべきである。

かやうな状況で、此闘争を目撃したものは山門で働いて居た大工と、「故郷紅葉」

の著者樋越松風齋が戸の隙から覗いた位のものである。しかし其噂は人から人に傳り、忽ち城下中に擴がつた。討合がすむと、珍らしさと怖いもの見たさに、鍛冶町は非常な人出であつた。或人(氏名不詳)の書面に、「當日鍛冶町へ敵討一見の爲とて、町に老若入り込み、誠に珍らしき事故、町内一ばいの人にて、先年の盆踊、紙屋の前の様なる事に候」と實況を記して居る。

兩士の刺違は、大目付から家老に届出でたが、土屋及び竹内兩家共に、國法を破つたとか、武士道を汚したとかの御咎めはなくて其儘に濟んだ。

土屋方では、出府中の才藏に飛脚を以て報告した。才藏は非常に驚き且つ悲しんだが、公務中で歸國が出来ぬ爲、一切を親類に依頼した。當時才藏五十三歳、妻九十尾四十五歳、丑藏妻年衛二十三歳、長女於艶五歳、長男新三郎(後功内)三歳であつた。二人の幼兒を抱へて夫の非業の死に遇つた年衛の悲嘆は、思ひやるだに涙の種である。さりながら武士の妻である。徒に泣くべきものでない。心を鬼にして幼

兒を育て上げ、新三郎十一歳の文政二年正月に、祖父才藏の後嗣と定められ、同六年正月才藏六十六歳で死去すると、僅か十五歳で家督した。長女於艶は後に、酒田の本間外衛光暉(本間四郎三郎光丘の孫)に縁付いて幸福なる生涯を送つた。

後丑藏の曾孫菊勢は、光暉の孫光輝に嫁いたので、現在の光正氏は、丑藏から四代目の二重の外孫である。新三郎は久侯と稱し、其子新三郎久禮、其子久國と連綿相傳へて居る。久國氏は健在で、現今寶町に住して居る。即ち丑藏の曾孫に當つて居る。其子久泰氏は東京に居住してゐる。

我國の仇討は、皇紀千六百十六年 雄略天皇が眉輪王を誅されたのを最古とし、其後曾我兄弟の父の仇討を始め多く行はれた。中でも其最も盛んであつたのは太平の江戸時代である。

仇討は何れの時代でも、公には許されて居ないが(明治六年に嚴禁された)、臣子が君父の仇に對し人情として忍び得ざるより起つたもので、情義に厚い我國国民性の自然の發露であつた。此情義を生命とした武士道では寧ろ之を獎勵したのであつた。従つて仇討として認められたものは、君父の仇を第一とし、次に夫、兄弟、伯叔父、師父、友人等で、目下の者に對するものは認められなかつた。

文士直木三十五氏の調査によれば、江戸時代に著はれて居る仇討は、百二十件である。其中主君の爲のもの三件、父母の爲のもの八十件、兄の爲のもの二十三件である。其大部分は本望を遂げて居るが、返り討に遇つたものや、又討ち手が自殺したものもある。併し相討となつたものは、此虎松の仇討唯一つだけである。言ひ換へれば總釋寺の相討は我國唯一のものである。

相討の反響

虎松の厚い友情による仇討には、當時の人々が深く感動した。

致道館の助教坂尾萬年は、虎松の悌心と丑藏の義烈とを後世に傳へんとて、相討のあつた翌月、文化八年十月に「土屋虎松復讐記」を書き、萬延元年九月に、圀凱和尚は、之を木版に附して普く衆人に施した。

樋越松風齋は「故郷紅葉」と題する長篇を書き、池田玄齋之を潤飾した。其他里見八犬傳に擬して戯作したものもあり、「文化鍛冶虎丑合討の巻」と稱する諷刺的のものもある。小篇となつて居るもの、各自の記録中に記載されたものは數限りがない。

致道館助教菅宗藏(基)は「北海有悌弟行并序」を、同助教多田良助(誠明)は「虎松行并序」を、坂尾萬年は又「土屋虎松哀辭」を、池田玄齋は長短歌各一首を作つて虎松を稱揚した。

菅宗藏は虎松とは遠縁の人であるが、虎松の碑銘を作つて建碑の企てがあつたが、故あつて果さなかつた。

丑藏の義烈に對しては、前記多田良助の序に、「丑藏亦深カ感シ其義烈ニ終相輔ニ歩ヲ萬次郎墓前ニ云々」といひ、菅宗藏の序には「丑藏弗モ苟勝ク感ク其義ニ而俱死ニ亦可ハ謂フ知ル義者ト也」と稱揚し、坂尾萬年も「復讐記」に「丑藏も不用意の場に出合て優劣なく討合し上、虎松が復讐の志を感じ、刺ちがへて死を共にせしこと、剛にして義あり、武門の名譽といふべし」と激稱して居る。

然るに此の仇討につき、批難するものもあつた。第一虎松の復讐の態度につき、第二丑藏の刺違につき、第三竹内修理の見届についてである。

虎松が身命を捨て、兄の讐を討つた友情の厚いには、涙を流すものはあつたが誰一人批難するものはなかつた。併し其態度については相當に批難があつた。

虎松が數年辛勞して總穩寺で丑藏に出會つたことは實に千載の一遇である。此機

を逸すべからざるものである。然るに尋常の勝負を望んで刀を抜かない。其間に若し丑藏に逃げられたならば、折角の好機を逸するではないか。永年の辛勞も水泡に歸するではないか。

徳川家康は「凡君父の仇は申すに及ばず、兄弟の敵に至るまで、是を討たん事、武邊の名聞は更に入らぬ事ぞ。女子供を頼んでも早く討取る事肝要なり」。又「君父兄の仇などは一太刀打つても手柄と申すものなり」と訓へられて居る。尋常の勝負には及ばない。仇が名乗りをしたならば、直に切り付くべきものだ。惜しいことをしたといふのである。虎松若し早く切付けたならば、或は丑藏を討ち留めたかも知れぬ。(早く疵を受けたものが勝つといふこともあるが)虎松は名を辱しめまいといふ武士の態度にあまりにこだはり過ぎてあつた。まだ若いから修業が足りなかつたのであらう。

丑藏は家の當主ではないが、君の祿を食む藩臣である。一朝事あれば、一命を捧

ぐべき人である。然るに、出奔者で、又立歸り者の浪人に一命を與へるなどとは何事ぞ。大義を知らざるものであるといふ批難であつた。

竹内修理に對するものも同様である。修理は今番頭はんがしらであるが、重い家柄で、將來家老ともなるべき人である。(修理は文化十年組頭、文政元年中老、同十年家老となつた)。丑藏が重傷の爲到底生命がないものとせば已むを得まいが、治療さへすれば、回復出來ようものを、其いふがまゝに刺違を許したのは大なる過ちである。家名を汚したものであるといふのである。

是等の批難は、概して中以上の階級にあつて、局部的ではあつたが、相當有力であつた。致道館の助教白井彌平(重勝)は其著「白井要簡抄」に、是等の批難に辨駁を加へ、且虎松の手緩かつたのを惜しんで居る。即ち「手早く刀を抜かせず討ち終ふせたるこそいみじかるべき」。又「其志を感ずるについて、討終ふせざる事を惜しく思ふなり」といつて居る。又丑藏と修理については「さて又此事について歎息す

べき事あり。竹内氏の、丑藏が請にまかせ刺違させし事を、とくとせぬ事と其頃申す者多かりき。其心は、虎松は出奔者の事、打ち捨て夫れ切りのものなり。然るを何ぞ丑藏と刺違させぬる事やあるべきとなり。

縦ひ虎松出奔者にても、身命を捨て、立歸り、兄の仇を討んと思ひし義烈の心、誠に武門の手本なり。此の如きものをおろそかに思ふ人々の心の中、いかなる事も圖られず。虎松出奔の本を尋ねれば、全く兄のために出奔したるものなり。仕へて祿ある身にもなく、父兄のために其國を去りたればとて、さまで惡むべき事かは。其場に行懸り、其義烈に感じ、身をも忘れて取扱はんはいふも更なり。道理にして言はんにも、丑藏が爲には、筋を糾さんには萬次郎も虎松も養方の叔父の當りのものなれば、手負ひたる上に刺違へ、其志を助けんと思ひしはさもあるべき事なり。其志を空しくなさんも武士の本意とは言ひ難し。況して丑藏、虎松へ一旦刺違へんと死を許し、脇より押留められてすむ事にもあらず。萬一丑藏存命して、虎松相果

てなごしたらんには如何すべき。後に獨腹切らんもいと張合なき事なるべし。又其儘に存命せんには、一旦死を誓つて如何はせん。丑藏は初め萬次郎を殺害せし時は、皆よき事したりと云ふ人もなかりしかども、此度虎松へ死を許し、刺違へたればこそ、花も實もある様に人々も惜しみぬれ。若し留められて存命せんには、あたら士の名を汚したらんも口惜し。彼につけ是につけ、留めてよき事とは見えす。然るに皆留めたらんこそよきと思ふは、唯出奔者といふ事に氣のよりたるものなり。今七八十年も前ならば、かゝる事云ふ人はあるまじきに、もはや太平に久しくなりたれば、人々たゞ其國に事なく終へんと思ふ心のみにて、義によりては、生國をも去り浪人するものぞと云ふ古の姿はうせ果てたるより、かゝるあさましき心根に成り行きたりと覺ゆ。先人(白井治部右衛門)のかたられし、予若かりし時、士はいつ浪人するもしれぬもの故、尺八を習ひ置くは武士のたしなみと云ひしと、先人も尺八は餘程學ばれしと聞えつる、先人の頃迄は、士風もかくこそありけれ、七八十年の間

うつりかはるもの哉と歎息しつる事なり、如此の風俗より自然と輕薄諂諛の風も、いやましつる事にこそ、上よりもかく末世に成り行きたらんには、虎松ごとき者は、たとひ亡命の者なりとも、其罪を免じられ其志を顯し賜ひ、義烈の心を導き起し及ぼさんこと有り難かるべし、出奔もの、多少は政事の善惡にこそよるべき、かゝるものを稱せられたればとて出奔を能き事と思ふ者はあるまじき事にこそ、猷廟の御時兄の仇とて、ねらひまゐらせし者を、御免し有りし等誠に人心を感動するに堪ゆ、彼は太平の初、教を布かせ給ふの御政令、如此もの引立て給はんは衰世を救ふの教ともいふべし」と書いて居る。しかのみならず、常に此事を説いて人々に教訓した。是によつて、藩論は自然に統一され虎松、丑藏、修理を批難するものがなくなり、却て之を賞揚する様になつた。

現代に至り、兩義士の崇高なる精神に感激するものが廣く全國に及び、銅像建設にまで進んだことは、我國の風教上、實に慶賀すべきことで、兩義士の靈も定めし

地下で破顔微笑して居ることゝ信するものである。(終)

土屋氏系圖 (其一)

土屋次右衛門家

土屋次右衛門

久定(略)

半彌

久定

久里

久太郎 治右衛門
五百五十石

久隆

八三郎 久左衛門
貞享元年 御用人百五十石

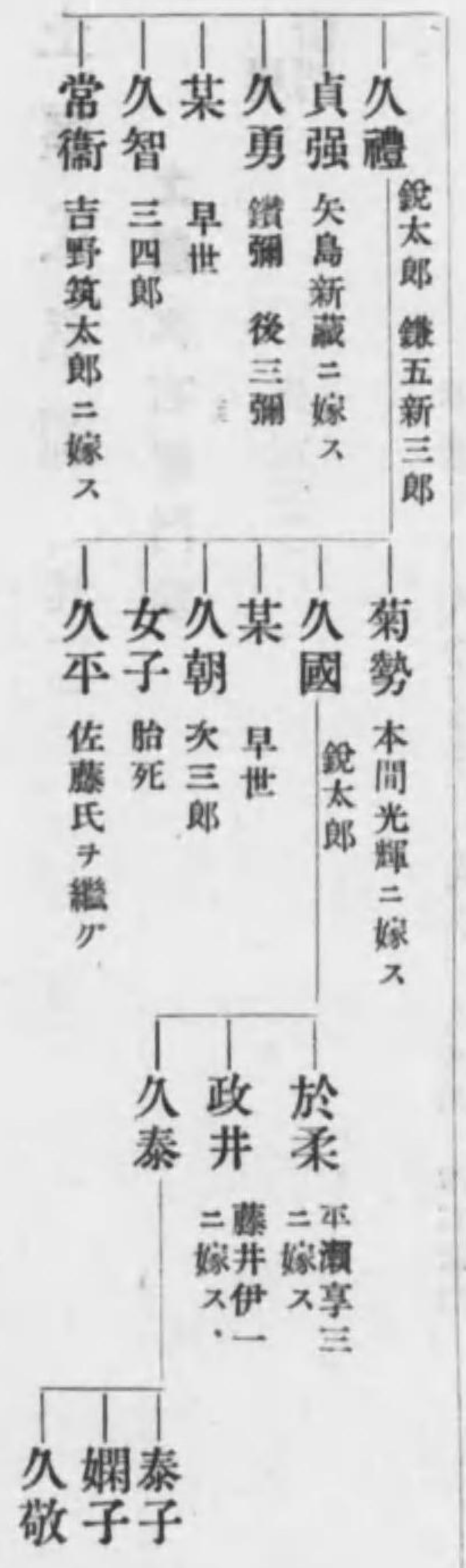
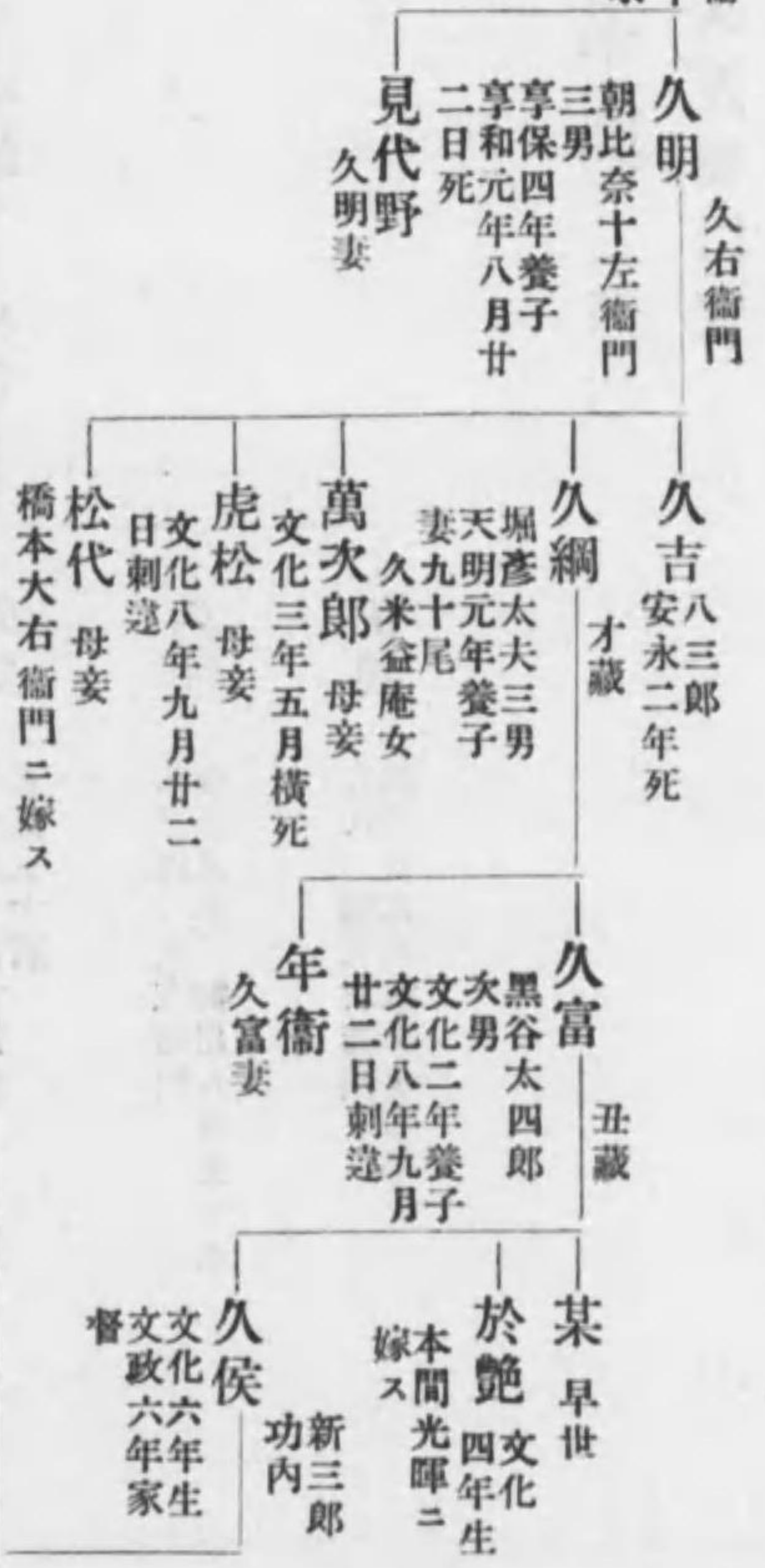
伊親

久八彌 五右衛門
松平太郎兵衛次男養子

土屋氏系圖 (其二)

土屋久左衛門家

土屋久隆 久左衛門 定侯 久兵衛 妻朝比奈



土屋兩義士關係年表

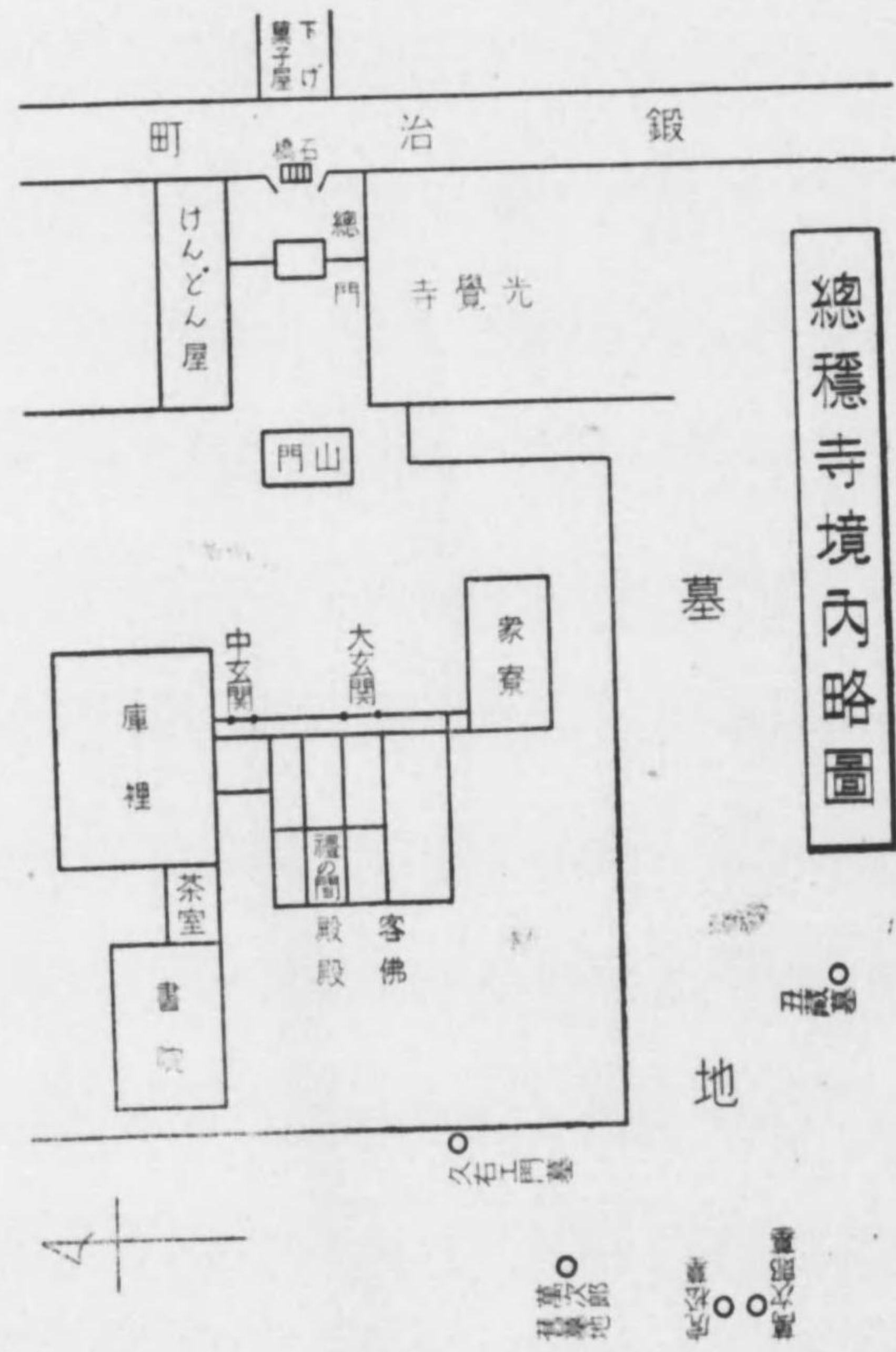
皇紀	年號	天皇	將軍	藩主	全	國	莊	内	兩義士關係
二三四四	貞享元	靈元	綱吉	忠貞					土屋久左衛門久隆分家
空									欄
二三七九	享保四	中御門	吉宗						久右衛門養子トナル
空									欄
二四〇九	寬延二	桃園	家重	忠寄					久右衛門養子トナル
空									欄
二四一二	寶曆二								八三郎生ル
空									欄
二四二七	天明和四	後櫻町	家治	忠徳					忠徳公襲職
空									欄
二四三二	安永元	後桃園							忠徳公初入部
二四三三	二								一年ノ收入ノ半ヲ以テ經費トス
									八三郎病死(廿二歳)

二四三四	三				經費節減布告、 本間四郎三郎ヲ 二度登用ス	
二四三五	四				三度本間四郎三 郎ヲ登用ス	
二四三六	五			凶	作	
二四三七	六			凶	作	
二四三八	七			凶	作	
二四三九	八	光格		凶	作	
二四四〇	九			大凶	地震作	
二四四一	天明元			四度本間四郎三 郎ヲ登用ス	才藏養子トナル	
二四四二	二			三千兩ノ餘金ヲ 出ス		
二四四三	三			凶	作	才藏近習トナル
二四四四	四		田沼意知殺サル	鈴木今右衛門慈 善	萬次郎生ル	
二四四五	五			凶	作	
二四四六	六	家齊		孝子慶玉死ス		
二四四七	七			ル		

二四四八	八		皇居炎上ス		虎松生ル	
二四四九	寛政元		奢侈ヲ禁ズ		年衛生ル	
二四五〇	二		異學ノ禁ヲ令ス	借財返済	久右衛門妻病死	
二四五一	三			忠徳公諸役人ニ 農政改革ヲ下問 ス	才藏御供目付トナル	
二四五二	四		魯人蝦夷ニ來ル			
二四五三	五					
二四五四	六					
二四五五	七					
二四五六	八			貸金米全部下ケ 切リチナス		
二四五七	九			酒田大火		
二四五八	一〇					
二四五九	一一	近藤守重蝦夷ヲ 巡視ス				
二四六〇	一二	孝義錄成ル		十萬兩ノ貯ヲ生ズ 學校創立布告	才藏出府	
二四六一	享和元	本居宣長死ス		致道館起工	久右衛門病死	

二四六二	二		箱根奉行ヲ置ク		才藏歸國
二四六三	三				才藏出府
二四六四	文化元		魯使長崎ニ來ル	大地震	才藏歸國 萬次郎虎松出奔
二四六五	二	忠器		致道館開校 忠徳公隱居	丑藏養子トナル
二四六六	三		江戸大火		萬次郎横死 才藏御入部ニ從フ
二四六七	四		魯人蝦夷ニ寇ス 松前奉行ヲ置ク		才藏出府 於豐生ル 奉松江戸ニ上リ小笠原家ニ
二四六八	五		イギリス船長崎 ニ寇ス		才藏歸國
二四六九	六				新三郎生ル 才藏出府
二四七〇	七		大日本史ヲ京師 ニ獻ス		才藏歸國
二四七一	八			竹内、白井隱居 水野家老トナル	才藏、三藏出府 丑藏虎松 刺違 虎松復讐記成ル
二四七二	九		松平定信隱居	忠徳公卒去	故郷紅葉成ル 才藏歸國
二四七三	一〇				竹内修理組頭トナル
空					欄
二四七九	文政二				新三郎後嗣トナル 才藏妻死ス

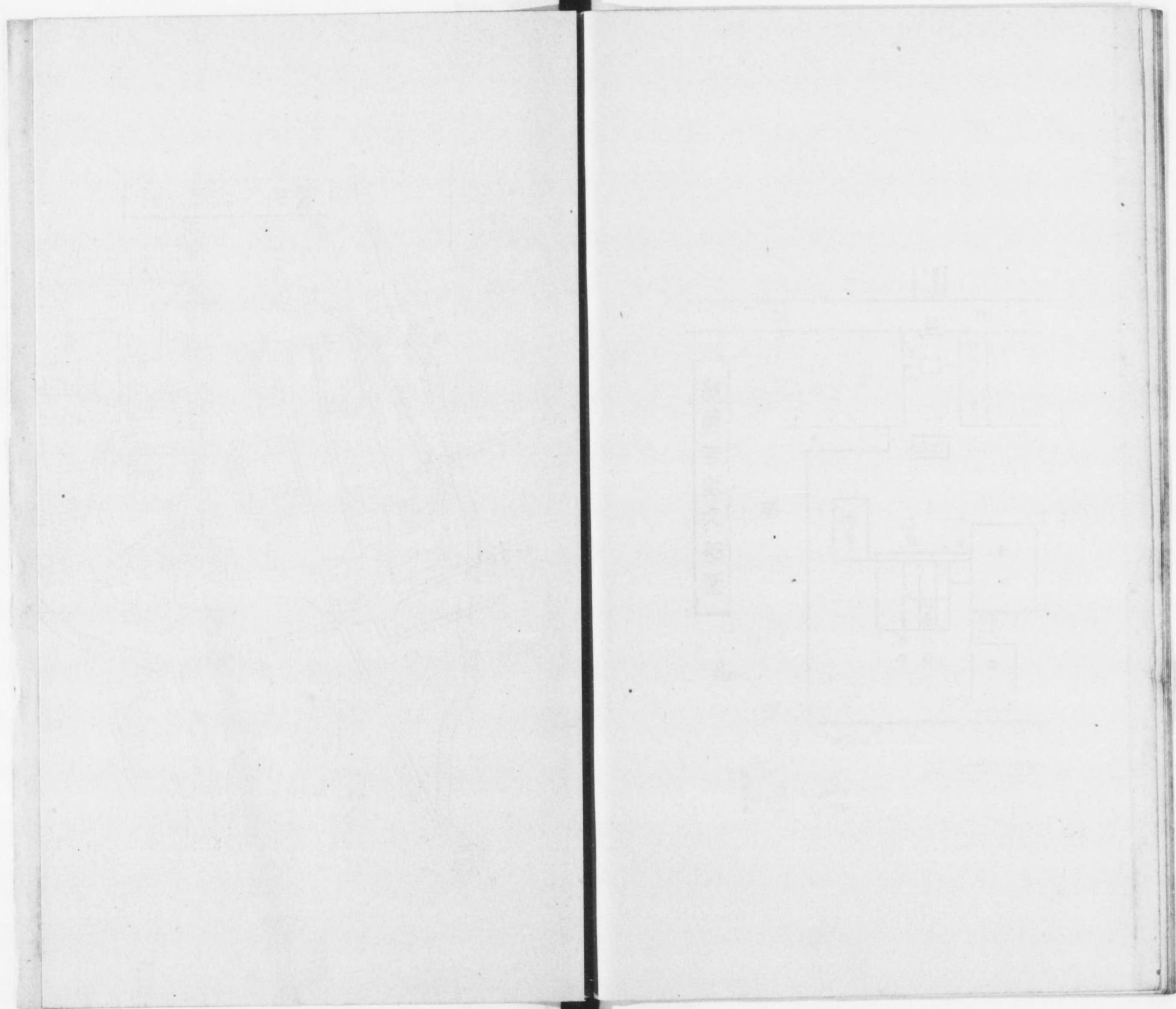
空					欄
二四八〇	六				才藏死ス 新三郎家督
空					欄

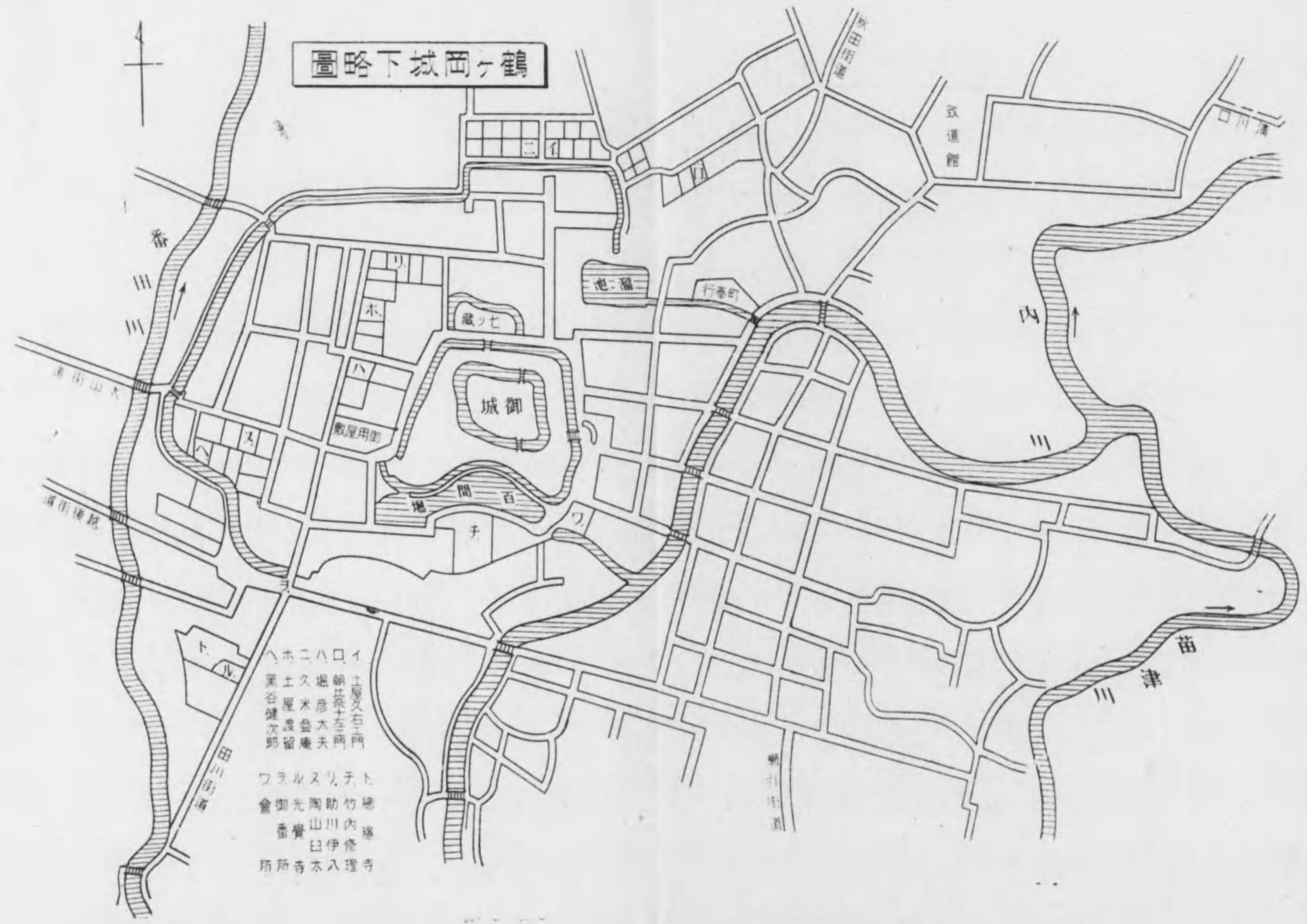


總穩寺境内略圖

墓

地





鶴ヶ岡城下略圖

伊土屋久右衛門
 朝長左衛門
 堀米登左衛門
 八幡寺
 二ノ宮
 ホノ屋次郎
 伊土屋次郎
 上総内藤
 竹内伊藤
 堀山伊藤
 陶助伊藤
 光山伊藤
 御所
 丸所
 フラ所
 子
 上
 堀山
 堀山
 堀山

昭和十一年四月十七日印刷
昭和十一年四月廿五日發行

【非賣品】

著者兼發行者 山形縣鶴岡市家中新町丁二番地
原 寅 一

印刷所 東京市大森區新井宿五丁目五一三
三光社印刷所
電話大森五二〇九番
印刷者 東京市大森區新井宿五丁目五一三
土谷 芳

不許複製

終

